広報
No.419
おだわら
編集発行　小田原市役所広報課　〒250　小田原市荻窪300番地
昭和60年　3月
人口・世帯　（2月1日現在）
人口　184,505人　（前月比＋2人）
世帯　55,628世帯　（前月比＋24世帯）

自然風土と文化的環境を生かしたまちづくりへ

山橋市政がスタート

「俺からお市政に生かせこの一票の標語の下に、二月三日、任期満了に伴う小田原市長選挙が行われました。その結果、山橋敬一郎氏が五万千八百票を得票して、第十四代の小田原市長に選ばれました。

これによって、小田原市政は四期十六年にわたった中井市政から山橋市政に引き継がれることになりました。

二月十八日、初登庁した山橋市長は、選挙中市民の皆さんに訴えた「二十一世紀に向かっての小田原の発展」を目指して、市民の英知と力を結集、小田原市をより一層の発展に導くために全力を投入する旨の抱負を述べ、市職員に一層の協力を求めました。

また、こんどの市行政の円滑な推進のためには、市民のみなさんのこれまで以上のご理解とご協力が必要ですので、よろしくお願いいたします。

職員の拍手に迎えられて初登庁をした山橋敬一郎市長

市長に就任して

小田原市長　山橋敬一郎

私は、このたび市民のみなさんの強いご支援により、小田原市政の担当者として、小田原市の発展に全力を傾注する責任の重大さを痛感しております。

私は、二月十八日の市長就任の職務に際しまして、改めて申し上げるまでもなく、小田原市は市勢発展以来、四期十六年の中井市政の下で、着実な発展を続けて参りました。今日のような小田原市があるのは、ひとえに歴代の市長さんはじめ、市議会の皆さんの絶えざるご努力と、市民のみなさんの温かいご支援のたまものであると、心から感謝申し上げます。

また、二月十八日の市長就任の職務に際しまして、改めて申し上げるまでもなく、小田原市は市勢発展以来、四期十六年の中井市政の下で、着実な発展を続けて参りました。今日のような小田原市があるのは、ひとえに歴代の市長さんはじめ、市議会の皆さんの絶えざるご努力と、市民のみなさんの温かいご支援のたまものであると、心から感謝申し上げます。

私は、この力強い行進こそ、市民のみなさんの強いご支援によるものであり、小田原市政に課せられた責任の重大さを痛感しております。

これから四年間市政を担当するにあたりまして、私の基本的な考え方を申し上げますと、市民の皆さんと積極的に対話し、市民の皆さんとの連帯感を深めながら、市民の皆さんと共に考え、共に行動する市政を進めてまいりたいと考えております。

また、市政の執行にあたりましては、現代の複雑多様化した行政需要に的確に対応するため、常に時代の流れを見通した、長期的な展望に立った施策の展開を図るとともに、限られた財源の効率的な配分に努めてまいりたいと考えております。

さらに、市民の皆さんと行政とが、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに協力し合うことが、まちづくりの基本であると考えております。

私は、この力強い行進こそ、市民のみなさんの強いご支援によるものであり、小田原市政に課せられた責任の重大さを痛感しております。

これから四年間市政を担当するにあたりまして、私の基本的な考え方を申し上げますと、市民の皆さんと積極的に対話し、市民の皆さんとの連帯感を深めながら、市民の皆さんと共に考え、共に行動する市政を進めてまいりたいと考えております。

また、市政の執行にあたりましては、現代の複雑多様化した行政需要に的確に対応するため、常に時代の流れを見通した、長期的な展望に立った施策の展開を図るとともに、限られた財源の効率的な配分に努めてまいりたいと考えております。

さらに、市民の皆さんと行政とが、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに協力し合うことが、まちづくりの基本であると考えております。

退任にあたって

前小田原市長　中井一郎

私は、昭和四一四年二月以来、市長として市政を担当して参りましたが、四期十六年にわたり、市民の皆さまの支持をいただき、駆けて実施にたばかり、市長として話し合いをスタートさせて参りました。

また、四期十六年にわたり、市民の皆さまと議会との間に立って、常に「協力なくしては市政の発展はない」との信念のもとに、市議会議長をはじめ、議員の皆さまとの協力関係の確立に努めてまいりました。

市政を担当して、まず手がけました医療の無料化、児童福祉手当の支給など各種の施策を実施に先駆けて実施したほか、市長として、市立病院も老朽化しましたので、市民の皆さまの生命と健康を守るために、新病院の建設に着手いたしました。

また、市立病院も老朽化しましたので、市民の皆さまの生命と健康を守るために、新病院の建設に着手いたしました。

私は、昭和四一年に市議会議員に当選して以来、市民の皆さまの温かいご支援をいただき、昭和四一二年から議長に選ばれ、その間議会運営に務めさせていただきました。

また、昭和四十四年八月から昭和四十四年十二月十八日まで、市議会議長として、市政の円滑な運営に努めさせていただきました。

市政を担当して、まず手がけました医療の無料化、児童福祉手当の支給など各種の施策を実施に先駆けて実施したほか、市長として、市立病院も老朽化しましたので、市民の皆さまの生命と健康を守るために、新病院の建設に着手いたしました。

また、四期十六年にわたり、市民の皆さまと議会との間に立って、常に「協力なくしては市政の発展はない」との信念のもとに、市議会議長をはじめ、議員の皆さまとの協力関係の確立に努めてまいりました。

私は昭和七年、小田原市議会議員として初当選以来、市民の皆さまの温かいご支援をいただき、昭和四一二年から議長に選ばれ、その間議会運営に務めさせていただきました。

また、昭和四十四年八月から昭和四十四年十二月十八日まで、市議会議長として、市政の円滑な運営に努めさせていただきました。

市政を担当して、まず手がけました医療の無料化、児童福祉手当の支給など各種の施策を実施に先駆けて実施したほか、市長として、市立病院も老朽化しましたので、市民の皆さまの生命と健康を守るために、新病院の建設に着手いたしました。

また、四期十六年にわたり、市民の皆さまと議会との間に立って、常に「協力なくしては市政の発展はない」との信念のもとに、市議会議長をはじめ、議員の皆さまとの協力関係の確立に努めてまいりました。

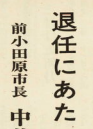

退任にあたって

前小田原市長　中井一郎

私は、昭和四一四年二月以来、市長として市政を担当して参りましたが、四期十六年にわたり、市民の皆さまの支持をいただき、駆けて実施にたばかり、市長として話し合いをスタートさせて参りました。

また、四期十六年にわたり、市民の皆さまと議会との間に立って、常に「協力なくしては市政の発展はない」との信念のもとに、市議会議長をはじめ、議員の皆さまとの協力関係の確立に努めてまいりました。

市政を担当して、まず手がけました医療の無料化、児童福祉手当の支給など各種の施策を実施に先駆けて実施したほか、市長として、市立病院も老朽化しましたので、市民の皆さまの生命と健康を守るために、新病院の建設に着手いたしました。

また、四期十六年にわたり、市民の皆さまと議会との間に立って、常に「協力なくしては市政の発展はない」との信念のもとに、市議会議長をはじめ、議員の皆さまとの協力関係の確立に努めてまいりました。

私は昭和七年、小田原市議会議員として初当選以来、市民の皆さまの温かいご支援をいただき、昭和四一二年から議長に選ばれ、その間議会運営に務めさせていただきました。

また、昭和四十四年八月から昭和四十四年十二月十八日まで、市議会議長として、市政の円滑な運営に努めさせていただきました。

市政を担当して、まず手がけました医療の無料化、児童福祉手当の支給など各種の施策を実施に先駆けて実施したほか、市長として、市立病院も老朽化しましたので、市民の皆さまの生命と健康を守るために、新病院の建設に着手いたしました。

また、四期十六年にわたり、市民の皆さまと議会との間に立って、常に「協力なくしては市政の発展はない」との信念のもとに、市議会議長をはじめ、議員の皆さまとの協力関係の確立に努めてまいりました。

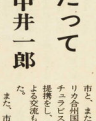

退任にあたって

前小田原市長　中井一郎

私は、昭和四一四年二月以来、市長として市政を担当して参りましたが、四期十六年にわたり、市民の皆さまの支持をいただき、駆けて実施にたばかり、市長として話し合いをスタートさせて参りました。

また、四期十六年にわたり、市民の皆さまと議会との間に立って、常に「協力なくしては市政の発展はない」との信念のもとに、市議会議長をはじめ、議員の皆さまとの協力関係の確立に努めてまいりました。

市政を担当して、まず手がけました医療の無料化、児童福祉手当の支給など各種の施策を実施に先駆けて実施したほか、市長として、市立病院も老朽化しましたので、市民の皆さまの生命と健康を守るために、新病院の建設に着手いたしました。

また、四期十六年にわたり、市民の皆さまと議会との間に立って、常に「協力なくしては市政の発展はない」との信念のもとに、市議会議長をはじめ、議員の皆さまとの協力関係の確立に努めてまいりました。

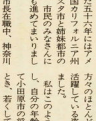

退任にあたって

前小田原市長　中井一郎

私は、昭和四一四年二月以来、市長として市政を担当して参りましたが、四期十六年にわたり、市民の皆さまの支持をいただき、駆けて実施にたばかり、市長として話し合いをスタートさせて参りました。

また、四期十六年にわたり、市民の皆さまと議会との間に立って、常に「協力なくしては市政の発展はない」との信念のもとに、市議会議長をはじめ、議員の皆さまとの協力関係の確立に努めてまいりました。

市政を担当して、まず手がけました医療の無料化、児童福祉手当の支給など各種の施策を実施に先駆けて実施したほか、市長として、市立病院も老朽化しましたので、市民の皆さまの生命と健康を守るために、新病院の建設に着手いたしました。

また、四期十六年にわたり、市民の皆さまと議会との間に立って、常に「協力なくしては市政の発展はない」との信念のもとに、市議会議長をはじめ、議員の皆さまとの協力関係の確立に努めてまいりました。

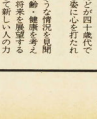

退任にあたって

前小田原市長　中井一郎

私は、昭和四一四年二月以来、市長として市政を担当して参りましたが、四期十六年にわたり、市民の皆さまの支持をいただき、駆けて実施にたばかり、市長として話し合いをスタートさせて参りました。

また、四期十六年にわたり、市民の皆さまと議会との間に立って、常に「協力なくしては市政の発展はない」との信念のもとに、市議会議長をはじめ、議員の皆さまとの協力関係の確立に努めてまいりました。

市政を担当して、まず手がけました医療の無料化、児童福祉手当の支給など各種の施策を実施に先駆けて実施したほか、市長として、市立病院も老朽化しましたので、市民の皆さまの生命と健康を守るために、新病院の建設に着手いたしました。

また、四期十六年にわたり、市民の皆さまと議会との間に立って、常に「協力なくしては市政の発展はない」との信念のもとに、市議会議長をはじめ、議員の皆さまとの協力関係の確立に努めてまいりました。

お城まつり参加者募集

ミス小田原やパレード参加者を

小田原お城まつりは、今年も五月の三・四・五日の三日間、小田原城を中心に開催されます。

そこで、次のとおり、ミス小田原・ミス小田原娘・ミス小田原っ子・三ミス小田原娘パレードの参加者を募集しますので、奮ってお申し込みください。

▽ミス小田原＝初代・二代・三代・四代・五代の歴代ミス小田原が一堂に会し、ミス小田原パレードの先頭に立ち、観光客のおもてなしをします。

①市内に在住、在学、在勤し、年齢が平成元年四月二日現在で二十六歳以上二十五歳まで

②五月三日のお城まつり・商工まつり・市民まつりをはじめ、市の諸行事に参加可能な方

③申込先・問い合わせ先＝観光課（☎３５１５）

▽ミス小田原娘・ミス小田原っ子＝歴代ミス小田原が一堂に会し、ミス小田原パレードの先頭に立ち、観光客のおもてなしをします。

①市内に在住、在学、在勤し、年齢が平成元年四月二日現在で二十六歳以上二十五歳まで

②五月三日のお城まつり・商工まつり・市民まつりをはじめ、市の諸行事に参加可能な方

③申込先・問い合わせ先＝観光課（☎３５１５）

▽三ミス小田原娘パレード＝歴代ミス小田原が一堂に会し、ミス小田原パレードの先頭に立ち、観光客のおもてなしをします。

①市内に在住、在学、在勤し、年齢が平成元年四月二日現在で二十六歳以上二十五歳まで

②五月三日のお城まつり・商工まつり・市民まつりをはじめ、市の諸行事に参加可能な方

③申込先・問い合わせ先＝観光課（☎３５１５）

▽歴代ミス小田原＝初代・二代・三代・四代・五代の歴代ミス小田原が一堂に会し、ミス小田原パレードの先頭に立ち、観光客のおもてなしをします。

①市内に在住、在学、在勤し、年齢が平成元年四月二日現在で二十六歳以上二十五歳まで

②五月三日のお城まつり・商工まつり・市民まつりをはじめ、市の諸行事に参加可能な方

③申込先・問い合わせ先＝観光課（☎３５１５）

▽ミス小田原娘パレード＝歴代ミス小田原が一堂に会し、ミス小田原パレードの先頭に立ち、観光客のおもてなしをします。

①市内に在住、在学、在勤し、年齢が平成元年四月二日現在で二十六歳以上二十五歳まで

②五月三日のお城まつり・商工まつり・市民まつりをはじめ、市の諸行事に参加可能な方

③申込先・問い合わせ先＝観光課（☎３５１５）

▽ミス小田原っ子＝歴代ミス小田原が一堂に会し、ミス小田原パレードの先頭に立ち、観光客のおもてなしをします。

①市内に在住、在学、在勤し、年齢が平成元年四月二日現在で二十六歳以上二十五歳まで

②五月三日のお城まつり・商工まつり・市民まつりをはじめ、市の諸行事に参加可能な方

③申込先・問い合わせ先＝観光課（☎３５１５）

▽パレード参加者＝歴代ミス小田原が一堂に会し、ミス小田原パレードの先頭に立ち、観光客のおもてなしをします。

①市内に在住、在学、在勤し、年齢が平成元年四月二日現在で二十六歳以上二十五歳まで

②五月三日のお城まつり・商工まつり・市民まつりをはじめ、市の諸行事に参加可能な方

③申込先・問い合わせ先＝観光課（☎３５１５）

▽歴代ミス小田原＝初代・二代・三代・四代・五代の歴代ミス小田原が一堂に会し、ミス小田原パレードの先頭に立ち、観光客のおもてなしをします。

①市内に在住、在学、在勤し、年齢が平成元年四月二日現在で二十六歳以上二十五歳まで

②五月三日のお城まつり・商工まつり・市民まつりをはじめ、市の諸行事に参加可能な方

③申込先・問い合わせ先＝観光課（☎３５１５）

★歴代ミス小田原

初代・芦川博子さん　二代・市毛圭江さん　三代・門倉由美さん

申告は3月15日までに

市県民税・所得税・贈与税

個人の県民税・所得税・贈与税の申告は、毎年3月15日までとなっています。

昨年1月1日から12月31日までの1年間収入のあった方で、次の方は申告しなければなりません。

①事業をしている方、不動産所得のある方（源泉分離課税を選んだ方を除く）、土地や建物を売った方など、昭和五十九年分の所得の合計額が所得控除の合計額を超える方。

②サラリーマンの方で給与のほかに、不動産所得、事業所得、雑所得などがあり、給与以外の収入が20万円を超える方。

③給与を2カ所から受けている方。

④雑損控除、医療費控除、寄付金控除、配当控除、住宅借入金等特別控除を受ける方。

⑤昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方。

⑥昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払った方。

⑦昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払った方。

⑧昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額または一部支払った方。

⑨昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に支払わなかった方。

⑩昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

⑪昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

⑫昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

⑬昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

⑭昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

⑮昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

⑯昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

⑰昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

⑱昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

⑲昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

⑳昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㉑昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㉒昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㉓昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㉔昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㉕昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㉖昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㉗昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㉘昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㉙昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㉚昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㉛昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㉜昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㉝昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㉞昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㉟昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㊱昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㊲昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㊳昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㊴昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㊵昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㊶昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㊷昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㊸昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㊹昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㊺昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㊻昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㊼昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㊽昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

㊾昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

㊿昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(51)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(52)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(53)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(54)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(55)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(56)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(57)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(58)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(59)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(60)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(61)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(62)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(63)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(64)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(65)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(66)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(67)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(68)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(69)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(70)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(71)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(72)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(73)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(74)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(75)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(76)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(77)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(78)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(79)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(80)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(81)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(82)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(83)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(84)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(85)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(86)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(87)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(88)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(89)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(90)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(91)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(92)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(93)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(94)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(95)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(96)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(97)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(98)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(99)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(100)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(101)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(102)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(103)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(104)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(105)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(106)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(107)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(108)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(109)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(110)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(111)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(112)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(113)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(114)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(115)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(116)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(117)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(118)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(119)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(120)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(121)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(122)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(123)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(124)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(125)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(126)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(127)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(128)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(129)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(130)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(131)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(132)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(133)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(134)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(135)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(136)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(137)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(138)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(139)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(140)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(141)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(142)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(143)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(144)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(145)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(146)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(147)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(148)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(149)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(150)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(151)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(152)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(153)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(154)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(155)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(156)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(157)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(158)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(159)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(160)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(161)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(162)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(163)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(164)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(165)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(166)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(167)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(168)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(169)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(170)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(171)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(172)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(173)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(174)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(175)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(176)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(177)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(178)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(179)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(180)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(181)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(182)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(183)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(184)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(185)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(186)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(187)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(188)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(189)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(190)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(191)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(192)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(193)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(194)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(195)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(196)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(197)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(198)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(199)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(200)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(201)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(202)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(203)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(204)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(205)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(206)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(207)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(208)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(209)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(210)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(211)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(212)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(213)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(214)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(215)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(216)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(217)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(218)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(219)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(220)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(221)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支払わなかった方。

(222)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に一部支払わなかった方。

(223)昭和六十年一月一日に小規模企業共済等掛金控除の対象となる共済契約に加入した方で、その掛金を六十年中に全額支

親子で語ろう交通ルール

新入学・入園児に多い事故

新学期まであとわずか。新入学児や新入園児をお持ちのご家庭では、準備に忙しいことでしょう。

お子さんの入学・入園に当たって忘れてならないことの一つに、交通ルールのしつけがあります。毎年、新学期には児童の交通事故が目立ちますので、入学を前に、正しい交通ルールをもう一度親子でよく話し合いましょう。

◆子どもの特性を知ろう

今までは比較的、家の近所で遊んでいた子どもたちも、学校に通うようになると、その行き帰りをはじめ、新しい友だちができるなどして行動範囲は次第に広がっていきます。ここで気を付けなければならないのが交通事故です。

昨年一年間に本市で発生した交通事故は別表のとおりですが、子どもの人身事故はかなりの割合を占めています。

子どもの交通事故で一番多いのは、いわゆる**飛び出し**です。みなさんも道路にいきなり飛び出してくる子どもに、ハッとさせられたことがあると思います。子どもは時として大人には想像もつかない行動をとり、これが事故につながることも少なくありません。

子どもを交通事故から守っていくためには、まず次のような子どもの行動性を十分理解する必要があります。

○子どもは一つのことに注意が向くと、周りのものは目に入らなくなる。

○子どもは物事を単純にしか理解できず、考え方も自己中心的になりがちである。黄色い旗を上げれば、車は必ず止まってくれるものと思い込みがちである。

○子どもは応用的な動作ができない。いつも通る道では交通ルールは守れるが、知らない道では守れない。

○子どもは「あぶないよ」とか、「注意しなさい」というような抽象的な言葉だけではよく理解できない。具体的な行動を通じて理解させる必要がある。

○子どもは大人や年上の子のまねをする。

○子どもの視点は大人よりも低く、駐車中の車などがある場合、大人は先を見通せても、子どもには見えないことがある。

○子どもに自転車を利用させる場合は、子どもの年齢、体力、能力など考えて体に適した自転車を選び、また、乗る場合は必ず点検するように指導する。

○自転車を安全に利用させるには、まず、空き地や公園など安全な場所で、安全な乗り方、特に**正しい止まり方と安全な交差点の渡り方**を十分に教えてから、道路になじませるようにする。

また、道路環境や交通量を考慮して、自転車に乗ってよい区域、時間などを指定して利用させる。そして、決めたことについては必ず守らせるとともに、子どもがふだんどのくらい自転車を利用しているかを把握して事故防止に努める。

特に、お母さん方は、以上の点に十分注意されるとともに我が子の性格をよく考え、日常生活の中で、分かりやすく具体的に指導していただきたいと思います。

手を上げて横断歩道を渡りましょう

昨年の市内で起きた交通事故

	件数	死者	傷者
全事故	665	7	761
子ども	91	0	96
自転車	99	1	98
歩行者	126	3	128

建築確認だより

狭い道路について

人はだれでも住み良い町で暮らしたいと思っているはずです。そして、町が住み良い場所であるためには、そこに暮らしている人々がお互いに生活環境を守り合うことが大切です。そこで暮らしの中の基準や約束事が必要になってくるわけです。

取り分け、道路と建築物との関係は、住み良い生活環境には大切です。そのために建築基準法にも取り上げられ、定められているのです。

市は、建築確認業務の開始を四月に控え、建築基準法の趣旨を受けて、狭い道路（二項道路）の境界査定、後退用地の整備や管理、固定資産税の取扱い等の要綱を作ったので紹介します。

◆境界の査定を

民有地同士の境に比べ、公道など公共用地との境界は、はっきりしていない場合があります。境界を確定して財産の所在をはっきりさせましょう。境界査定は市役所で行いますが、日数がかかるので早目に連絡してください。

◆道路後退線とは

二月号で紹介したように、四m未満の道路では道路中心線から両側に二m下がった線（後退線）までを道路とみなしています。この部分には建築物は建てられませんが、いずれ家の前の道路が四m幅になり、便利で安全になるというわけです。

後退線上には市が用意した後退杭を打ち込みます。

◆後退部分の管理

この部分は建築物等の建てられない土地です。無償使用を承諾していただいた上で、接している道路と同じ状態に市が整備し、管理します。後退部分には門や塀を作ったり、植木を植えたりせず、道路と同じように使える状態にしておきましょう。後退した趣旨を生かすためにも……。

◆後退部分の税金は

無償使用承諾を受けた土地は、翌年から固定資産税と都市計画税を非課税にいたします。

…………

建築確認事務やこの要綱の詳細は建築確認準備室（☎㉝1431）へお問い合わせを。

狭く危険なため歩行者用に指定された道路

後退した家の前は広々としています

ことばの教室だより

サ行のできない子

毎年入園・入学前のこの時期になると「ことばの教室」へ、言葉の悩みで相談に来る子どもが急に増えます。相談の多くは、「カ行サ行の発音ができない」、「言葉が遅れている」、「どもりながら話す」などです。

今回は、サ行ができないという例を紹介します。

★

A子さんは、小学校に入学する二か月前に「ことばの教室」に相談に来ました。サ行が全部タ行になるという心配でした。検査の結果、サ行がタ行になる以外は舌や口唇などの器官、耳の聞こえにも問題はありませんでした。

おかあさんの話を聞いてみると、家庭ではA子さんを鏡の前に座らせて、「口を大きく開けて、サーッと言って。A子ちゃんのはターよ、もう一回言って」といった発音の練習を何回もやったというのです。そのためか、サ行の言葉になると小さな声になり、はっきりと言いません。そのようですから人前では話したがらない、声を出して本を読みたがらないということでした。

ことばの教室では、四月から週一回の指導を開始しました。A子さんは、サ行とタ行の音を区別することができなかったので、正しい音を聞く力を育てるために音を聞き分ける練習を中心に指導を進め、また大好きな本をたくさん読んで聞かせました。同時に、お母さんに、次のことを心掛けてもらいました。

①家庭での発音指導は、一切やめる。

②言葉の注意を一切しないで、お母さんが正しいお手本を聞かせる。

③どんなしゃべり方をしても認めてやり、話の中味の方を聞く。

④できそうなこと、興味を持ったことを一緒にやって励ます。

⑤夜寝る前に本を読んであげたり、お話をしてあげる。

以上のようなことをことばの教室と家庭で行った結果、二学期の始めころから「サシスセソ」の音ができるようになりました。それから単語や文章の中で練習をしたり、声を出して本を読んだりしているうちに、十一月には会話の中で正しい発音ができるようになりました。そのころになるとA子さんは、人が変わったようにすごくおしゃべりになり、自分の方からどんどん話し掛けてくるようになりました。十二月には、指導を終わり、しばらく様子をみて、三月には心配はないので終了することにしました。

今では学級で活発に発言したり、人の世話をよくする明るい子になった、とお母さんからの報告がありました。

★

A子さんのように、自分自身は、発音の異常を意識していなくても、周囲の扱い方や、自分の過去の失敗、劣等感を味わうこと等の体験から、心の問題にまでなってしまう子どもがいます。発音がほんの少しおかしいということが、本人の精神衛生上で大きい問題になっていることが多いのです。そのことを気付かずにいることが案外あるものです。

A子さんのような発音の異常だけでなく、吃音（きつおん）や言葉の遅れ等、言葉に問題のある子は、早い時期に的確な指導をすれば、格段と向上するものです。

〈ことばの教室のしくみ〉

○ことばの教室は通級制ですから、現在通学している学校に在籍したまま必要な時間だけ「ことばの教室」へ来ます。ただし、事故防止と、よりよい理解者になっていただくために、保護者の付添いを必要とします。

○指導は、週一～二回で、指導時間は、一回四十分～四十五分です。

○毎週ことばに関する教育相談を行っています。教育相談は予約制になっていますので、電話かはがきで直接「ことばの教室」へ申し込んでください。

◆連絡先

新玉小学校・ことばの教室（〒250小田原市浜町二—一—二〇）☎㉒1253

もう一つ増えました みどりの広場

市では、地域のみなさんの親睦と子どもたちの健全育成に利用していただくため、土地所有者や自治会の協力を得て、遊休地の利用と、みなさんの要望などを踏まえて「みどりの広場」を造成しています。

新学期を前に、水田跡地を整備し、周囲に三メートルの防護ネットを張った「宮本みどりの広場」がオープンしたのでお知らせします。広場は、地域のみなさんで仲良く利用し、いつも清潔な広場として整理されますよう、ご協力をお願いします。

16番目の宮本みどりの広場

ミニカー

登録に注意を

ミニカー（三輪以上の原動機付自転車で総排気量が二〇～五〇ccのもの又は定格出力が〇・二五～〇・六キロワットのもの）は、これまで「原動機付自転車」として登録を行い、白色の標識を交付していましたが、2月15日以降に取得したものは、「ミニカー」として登録を行い、薄青色の標識を交付することになりました。

ミニカーの登録の際には、軽自動車税申告書の備考欄に赤字で「ミニカー」と記載してください。

なお、現在白色の標識を付けているミニカーを名義変更するときは、標識を返納の上新しい標識の交付を受ける必要があるのでご注意ください。

◆問い合わせ 収納課庶務係 ☎㉝1343

固定資産課税台帳 縦覧のお知らせ

固定資産課税台帳の縦覧期間は次のとおりです。

◆期間 四月一日（月）～二十日（土） 午前八時三十分～午後五時 ただし、土曜日は正午まで、日曜日は休みます。

◆場所 市役所二階資産税課（窓口11番）

◆問い合わせ 資産税課賦課係 ☎㉝1361

固定資産税 都市計画税 第一期分 納期を変更

今国会で、地方税法が一部改正される予定ですので、昭和六十年度に限り、固定資産税と都市計画税の第一期分納期を次のとおり変更します。

◆納期 五月一日～五月三十一日

下水道事業受益者負担金

第四期分納期限 4月1日（月）

負担金は納期内に納めましょう

昭和59年の消防活動
火災と救急の概況

二月二十八日から三月十三日まで「春の火災予防運動」が行われていますが、昭和五十九年の火災と救急の概況がまとまりましたので、これらを参考にして安全対策に活用してください。

火災
火災件数は8件（前年比）の増

昨年本市で発生した火災は八十六件で前年に比べて八件増加しました。

火災による死者は二人（前年一人）でいずれもお年寄りの方でした。負傷者は二十人（同十四人）といずれも増加し、消火作業や避難のとき、熱傷や中毒事故によるものです。

また、損害額は約八千七百五十六万円が灰になりました。

火災の56%が建物火災

建物火災は、住宅火災が圧倒的に多く二十九件も発生しています。

その他の火災は休耕地や土手、家のまわりの枯草やゴミ類が、たき火、たばこの投げ捨て、火遊びなどの原因で二十六件発生しています。

車の火災も車社会を反映して十二件（前年五件）と年ごとに多くなる傾向にあります。

冬から春先にかけ多発

一年間の火災発生状況を四季別にみると十二月から四月までに六十一件発生し、全火災の七十㌫を占めています。

この傾向は毎年同じで、暖房器具などの火気を使う機会が多く、空気が乾燥しているため、ちょっとした火の取扱い、不注意、不始末などで火災が発生しています。

特に、この時期は火災に対する心配りが望まれます。

火災は夕方から寝る前に多い

午後三時から八時までの生活時間帯に多く発生し、全体の半分近くを占めています。

家庭では、夕食の準備などでの火の使用、食後の団らん時の火の不始末などが原因となっています。

職場などでは、終業時の火の元点検の不徹底が原因にあげられます。今一度、再点検して安全を確認するように習慣づけたいものです。

身近な居間から出火

建物火災の出火個所の状況と主な原因をみると左図のようになり、居間が全体の約四十㌫を占めています。

台所や風呂場などでは、火を使う場所として注意を払っているのに対して、居間では、たばこの吸いがらの放置、寝たばこの吸い殻の放置、寝たばこ、子どもの火遊び、ガス、石油、電気の器具類の無雑作な取扱いなどが原因のほとんどです。次は風呂場、台所の出火と続いていますが、台所では天ぷら油鍋のかけ放しが全て原因ですので、火のそばを離れるときは必ず火を消すことに心掛けましょう。

また、電話や訪問したときは、「火は大丈夫？」と声を掛ける心遣いが望まれます。

原因のトップは放火

放火（疑いも含む）は、五十八年十八件、五十九年は十五件と二年連続火災原因のトップになっています。

放火は、冬から春先にかけての気分の不安定な時期に多く発生しています。時間的には、深夜の午前零時ごろから二時ごろまでの人影の少ない時間帯に集中しています。

こうした放火を防ぐ方法としては、物置、車庫などは鍵をかけたり、家の周りの燃えやすい物を整理整とんしておくように心掛けましょう。

二番目に多い、たき火は燃やす場所が悪く、周りの燃えやすい物に燃え広がったり、残り火の不始末などです。

たき火をするときは、消火の準備と共に周りの状況を考えてしましょう。

ガス事故を防ごう

都市ガスやプロパンガスの使用時にガス事故を起こしたものが十六件ありました。

ガス器具の点火ミスや手入れを良くしなかったり、換気不足でガス漏れに他の火が引火したものが原因としてあげられます。つまり使う側の不注意によるのが大部分です。

常に、安全点検を確実に行ってください。

初期消火の大切さ

火災を発見してから消防自動車が到着するまでの間に、初期消火が行われたものが六十九件（全体の八十㌫）で、そのうち、火災を抑えることができたものが四十六件（約六十七㌫）ありました。

火災の被害を少なくするには、早く見つけて、早く消すことが大切です。

初期消火に最も多く使われているものは、消火器で三十六件（五十二㌫）次いで水バケツ十八件（二十六㌫）水道ホースなど十五件（二十一㌫）の順になっています。

家庭や職場では、火災に備えて消火器具などを準備していつでも使えるように訓練しておきましょう。

過去5年間の火災原因の推移

（放火は疑いも含む）　（　）内建物火災

順位	55	56	57	58	59
1	こんろ16(16)	たき火18(5)	電気器具10(8)	放火18(12)	放火15(8)
2	放火12(4)	こんろ12(12)	放火8(3)	たばこ10(6)	たき火7(1)
3	火遊び11(3)	放火12(9)	こんろ7(7)	たき火10(1)	こんろ6(6)
4	たき火10(1)	たばこ10(5)	たばこ5(2)	こんろ8(8)	たばこ6(3)
5	たばこ8(4)	火遊び6(1)	たき火4(2)	火遊び8(3)	マッチ6(2)

59年火災種別件数

建物火災出火箇所の状況と主な原因

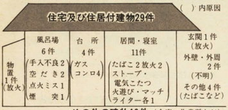

月別・四季別火災件数

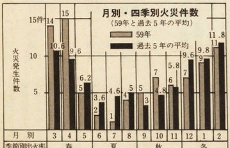

月別	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
季節別出火率	春			夏			秋			冬		
59年	40%			8%			21%			31%		
過去5年の平均	31%			16%			16%			37%		

救急
増え続ける救急出動

出動回数で91回多い

昨年一年間に救急車が出動した回数は四千百五十八回、病院に搬送した回数は三千八百四十六回、搬送した人数は四千十三人でした。

これを前年と比較すると、出動回数で九十一回、搬送回数で百九回、搬送人員で六十五人と多く、年ごとに増加の傾向にあります。

救急車が搬送した人を事故の種別で見ますと、別表のとおりです。

急病が全体の約半数を占め次いで交通事故、一般的なケガの順となっています。

交通事故は前年より減少

昭和五十五年ごろから増えていた交通事故も昨年は、五十八年に比べ百二人も減少しましたが、過去十年間で最も少なかった五十一年に比べると二百八十七人も多くなっています。

しかし、前年より減少はしたものの、十五歳から二十五歳の交通事故は依然として多く、交通事故を受けた人数の四十㌫を占めています。

事故は夏期や休日に多い

事故の発生を季節ごとに見ますと全体に春から夏に多く、冬季には少なくなっていますが一般的なケガは寒い時に多くなっています。

また、日曜日や祝日等の休日に発生する事故は、一日当たり十四・三人で、普通の日の十・四人よりも四十㌫多くなっています。

男子は女子の1.7倍

男女別では、搬送した四千十三人のうち男子が二千五百二十六人で女子（千四百八十七人）の一・七倍にもなっています。

所要時間は30分以内

救急車の出動から病院に収容するまでに要した時間を搬送人員について見ますと別表のとおりで約九十四㌫の人たちが三十分以内で病院などに収容されています。

収容はほとんど市内の病院

救急車で運ばれた患者の九十五㌫は、市内の病院などに収容しました。市外の病院に収容した五㌫のうち三㌫は隣接の市町の病院、残りは、特殊な治療を必要とするため大学病院等に搬送しました。

交通事故の年齢別取扱状況

年齢(歳)	男	女	計
0～4	22	9	31
5～9	52	25	77
10～14	27	12	39
15～19	188	47	235
20～24	129	42	171
25～29	49	28	77
30～34	39	20	59
35～39	30	20	50
40～44	32	25	57
45～49	32	18	50
50～54	31	20	51
55～59	23	12	35
60～	54	28	82
計	708	306	1,014

季節別取扱状況

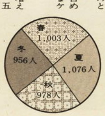

病院への収容所要時間

所要時間	搬送人員	比率
10分未満	928人	23.1%
10分～20分未満	2;077	51.8
20分～30分未満	760	18.9
30分以上	248	6.2

事故別搬送人員及び傷病程度別取扱状況

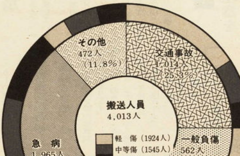

救急活動にご理解を

消防署では、救急車三台でみなさんからの要請に応じています。医師会をはじめ病院、診療所等の方々のご協力により順調に活動していますが、一部には、入院するため荷物が多いとか、通院するのに交通の便が悪いという程度で利用する方がいます。

救急車は、早く医師の手当を受ける必要のある患者を搬送するためにありますので、救急車の目的をご理解いただき、正しくご利用願います。

覚えよう応急手当方法

大規模な地震などの災害時はもちろん、ふだんでも、私たちの周りには危険がいっぱいです。ケガや病気の症状にあった適切な処置は、ケガ人病人の苦痛を和らげるだけでなく、その後の経過に影響します。

みなさんで、医師の診療を受けるまでの応急手当法を身につけておきましょう。

消防署では、みなさんの要請に応じて講習会を実施していますので、お気軽にお申出ください。

◆問い合わせ　消防課予防係・警備係　☎㉓1251

カメラレポート

二月十六日、中井一郎前市長の退任式が市役所で行われました。庁舎ロビーで集まった千人近い職員を前にして最後のあいさつをした後、職員に送られて十六年の思い出を胸に市庁舎を後にしました。

一日おいて十八日、二月三日の市長選挙で新しく市長に選ばれた山橋敬一郎新市長が職員の拍手で迎えられ登庁、庁舎ロビーで就任のあいさつをし、新市政への決意を述べました。

また、二十五日には、新旧市長の事務引継ぎ式が市長室で行われ、山橋市政が本格的に始動しました。

大勢の職員に見送られ市役所をあとに

最後のあいさつをする中井前市長

女子職員から長い間のご苦労に感謝の花束が

二月五日、晴れて当選証書を

贈られた花束を手に職員の拍手にこたえる

職員の前で就任のあいさつをする山橋市長

図書館

館外貸出しの手続を

図書館では、図書と視聴覚資料の館外貸出しを行っています。

これらを利用するためには、「貸出券」が必要です。

一度「貸出券」の発行を受けておきますと、六十一年三月末日まで（児童図書館の貸出券については六十二年三月末日まで）いつでも貸出しを受けることができます。

今すぐご利用の予定がなくても、あらかじめ貸出券をお持ちになっていれば、いつでもお使いになれますので便利です。

なお、現在「貸出券」をお持ちの方も今年三月末日で有効期限が切れます。ただし、児童図書館の貸出券については五十八年三月末日以前に登録をされた方が、今回登録替えの手続をしてください。

登録の申込みは、三月十五日から受け付けます。登録手続は次のとおりです。

〈図書の貸出し手続き〉

◆中学三年生以上と成人

①「保証書」に必要事項を記入してください。（保証人の署名・押印が必要です。）

保証書は受付と三階カウンターに置いてあります。

②「保証書」提出後、保証人あてに貸出券発行案内状を送付します。

③保証人から貸出券発行案内状を受け取ってから来館してください。三階のカウンターにあなたの貸出券ができていますので、その日からご利用になれます。

◆中学二年生以下と幼児

児童室に置いてある保証書に必要事項を記入して提出してください。その場で貸出券を発行し、その時からすぐに貸出しが受けられます。

保証書には保護者の署名・押印が必要です。

〈視聴覚資料の貸出し手続き〉

スライド、レコード、8ミリフィルム、16ミリフィルム録音教材、機材等の視聴覚資料を利用される方は、図書の「貸出券」とは別に視聴覚資料の「貸出券」が必要です。

申込みの手続は、図書の場合と同じです。保証書を「視聴覚ライブラリー」（一階）のカウンターに提出してください。

ただし、16ミリフィルムと映写機は団体にだけ貸出します。

なお、図書・視聴覚資料とも保証書用紙は電話で請求できます。また、提出するときは直接持参されても郵送でも受け付けます。

○送り先・問い合わせ
小田原市立図書館〒250
小田原市城内七番一七号
☎㉔1055～7

危険なゴミ 持ち出しにご協力を

春のポカポカ陽気になり、冬の寒い間使用していた暖房器具もそろそろ不要となり古くなったものを「ごみ」として不燃焼物搬出場所へ持ち出されることがあります。

先日、搬出場所に置かれていた石油ストーブを収集車に積込んだ直後突然発火するという事故がありました。原因を調べてみますと、ストーブに残っていた灯油が流れ出し他の物との摩擦により発火したと考えられる事故がありました。

このような危険なことが再び起こらないように、ご自分の持ち出す「ごみ」は十分注意をしていただきますようみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

○廃ストーブ類は、灯油を完全に抜いてから出してください。

○スプレー缶など爆発する恐れのあるものは、穴を数箇所開けてから出してください。

○容器具に付着した油は、良く拭きとってから出してください。

◆問い合わせ 清掃事業所
☎㉞7325 ㉞9892

60年度 犬の登録と狂犬病予防注射

月日	時間	会場
4月1日(月)	9:30～11:30	酒匂神社
	13:30～14:00	根府川公民館
	14:20～14:50	入生田長興山入口
4月2日(火)	9:30～10:10	栄町緑公民館
	10:30～11:30	東町弘経寺
	13:30～14:10	大窪農協(風祭)
	14:20～15:00	早川河原公園
4月3日(水)	9:30～10:20	久野宮本公民館
	10:30～11:30	多古公民館
	13:30～15:00	豊川支所
4月4日(木)	9:30～10:30	前羽福祉館
	10:40～11:30	市営国府津プール西
	13:30～15:00	曽我支所
4月5日(金)	9:30～10:20	寺町公民館
	10:30～11:30	社会福祉センター
	13:30～14:30	寿町本光寺
4月8日(月)	9:30～11:30	国府津菅原神社
	13:30～14:00	府川公民館
	14:10～14:40	久所公民館
4月9日(火)	9:30～11:30	矢作春光院観音堂
	13:30～14:00	浜町抹香町観音堂
	14:10～14:50	浜町北条稲荷
4月10日(水)	9:30～10:30	下中老人憩の家
	10:40～11:30	橘支所
	13:30～15:00	中町熊野神社
4月11日(木)	9:30～11:30	蓮正寺公民館
	13:30～15:00	井細田八幡神社
4月12日(金)	9:30～10:30	板橋児童公園
	10:40～11:30	早川観音堂前
	13:30～14:30	飯泉公民館

月日	時間	会場
4月15日(月)	9:30～10:30	富水西北公民館
	10:50～11:30	中曽根公民館
	13:30～15:00	市農協本店前
4月16日(火)	9:30～11:30	千代公民館
	13:30～13:50	江ノ浦公民館
	14:10～14:30	米神神社
	14:40～15:00	片浦農協石橋支所
4月17日(水)	9:30～10:30	小八幡神社
	10:40～11:30	田島津島神社
	13:30～15:00	西栢山公民館
4月18日(木)	9:30～10:20	久野坂下公民館
	10:30～11:30	久野区民館
	13:30～15:00	下曽我支所
4月19日(金)	9:30～10:20	荻窪公民館
	10:30～11:30	水の公園
	13:30～14:30	堀之内公民館
4月22日(月)	9:30～10:30	穴部公民館
	10:40～11:30	北ノ窪公民館
	13:30～15:00	栢山善栄寺西広場
4月23日(火)	9:30～11:30	市役所富水連絡所
	13:30～14:20	桑原公民館
	14:30～15:00	西大友公民館
4月24日(水)	9:30～11:30	下府中新田公民館
	13:30～14:00	小竹青年会場
	14:10～15:00	橘団地公民館
4月25日(木)	9:30～11:30	曽比公民館
	13:30～15:00	酒匂支所
4月26日(金)	9:30～9:50	矢ノ上公民館
	10:00～10:30	諏訪原公民館
	10:50～11:00	和留沢小学校跡地
	13:30～15:00	小田原保健所

発病したら治療の方法もなく、患者は死を待つだけの、恐ろしい狂犬病を予防するため、次の日程で、犬の登録と予防注射を行います。お近くの会場で受けてください。

なお、今回からは、一年間有効の狂犬病ワクチンです。

◇対象 生後九十一日以上の犬（狂犬病予防法による）

◇料金

○注射料と登録料（法により毎年登録）四千八百円

○病気等の理由で登録だけの場合、一頭 二千百円

◆注意

○愛犬手帳を忘れずに、犬をおさえられる人がつれてきてください。

○日程内に登録や注射を受けられない場合は、後日獣医師から必ず受けてください。

○朝、降雨の場合は、延期することがありますので、市役所環境整備課☎㉝1471保健所☎㉒3135内線㉛、㉜へお問い合わせください。

小田原競輪開催に伴う周辺道路総合交通規制日

3月	4月
7日(木)	18日(木)
8日(金)	19日(金)
9日(土)	20日(土)
10日(日)	21日(日)
11日(月)	22日(月)
12日(火)	23日(火)

※日本選手権場外
3月24日(日) 25日(月) 26日(火)

3月22日 飼えなくなった犬猫の収集日

◆期日 三月二十二日（金）

◆時間と場所 別表

◆注意事項

①印鑑を持参すること。

②停車時間が十分間ですので遅れないこと。

③猫は麻・布袋等に入れる。

④十四日以内に人をかんだ犬は引き取りません。その犬が人をかんだことを保健所へ連絡してください。

⑤大型犬・傷病犬猫・人をかむくせのある犬は直接動物保護センターへ持参のこと。

時間	収集場所
9:30	片浦支所(寺山神社)
9:55	早川支所(駅前駐車場)
10:10	大窪支所
10:30	中央連絡所(めがね橋)
10:50	市役所(西側駐車場)
11:15	富水連絡所
11:35	桜井支所
13:00	曽我支所
13:20	下曽我支所
13:35	上府中支所
13:55	豊川支所
14:15	下府中支所
14:40	酒匂支所
15:00	国府津支所
15:20	橘支所

◆その他

小田原保健所で犬は土曜日を除く平日の午前八時三十分から十時まで。猫は祝日を除く水曜日の午前八時三十分から十時まで引き取りますからお持ちください。

動物保護センターでも平日午前九時三十分から午後四時まで、土曜日午前九時三十分から十一時まで引き取ります。

犬猫の苦情と相談・野犬の捕獲依頼は、県動物保護センターへ。

◆問い合わせ

○小田原市環境整備課☎㉝1471

○小田原保健所環境衛生課☎㉒3135内線31・32

○県動物保護センター☎0463(58)3411

スポーツ

西湘地区体育センター前を一斉にスタート

第39回郡市対抗駅伝 健闘よく7位に

第三十九回の郡市対抗の駅伝競走大会は、県下十九市、六郡の二十五チームが参加し二月十日に開催されました。午前九時に県立西湘地区体育センター前をスタート、相模湖漕艇場のゴールまでの八区間、七一・一キロのコースで熱戦を展開、本市も健闘しましたが第七位に終わりました。

なお、成績は次のとおりです。

◇順位 ①横浜 ②相模原 ③平塚 ④秦野 ⑤川崎 ⑥厚木 ⑦小田原

◇本市出場選手（敬称略） 安池一公 中山雅治 岩本和彦 伊藤登美雄 石井祐治 左近靖夫 楠本勝巳、釼持雄一

◇区間賞 伊藤登美雄（第四区）

地域でのスポーツ活動に 学校施設の利用を

市では、市民の体力づくりや地域のスポーツ活動の場として、小中学校の体育施設を一般に開放しています。みなさんも近くの学校を利用してスポーツ活動に親しんでみませんか。

◆施設利用の手続

○十人以上のグループをつくり、事前に学校長を経由して市教育委員会に登録をしておきます。

○登録した団体が施設を利用しようとするときは、学校長の許可を得て利用します。

○登録の有効期間は年度の末日までです。

なお、既に登録されている団体は、三月十五日から登録の更新手続を行いますので、市教育委員会体育課に、学校施設開放利用団体登録証と印鑑、会員名簿を持参してください。

◆開放指定校（三十四校）

○小学校（二十二校）本町・新玉・芦子・早川・山王・久野・富水・町田・下府中・千代・桜井・下曽我・国府津・酒匂・曽我・東富水・前羽・下中・矢作・報徳・豊川・片浦

○中学校（十二校）城山・白山・白鷗・城南・鴨宮・千代・国府津・酒匂・泉・橘・城北・片浦

なお、白山中学校と酒匂中学校については、体育館と運動場、その他の指定校については体育館のみが開放の対象となります。

◆問い合わせ 市教育委員会体育課 ☎㉝1731

テニスを楽しむ日 今年も第一日曜日

小田原市教育委員会では、軟式及び硬式の各庭球協会の協力を得て、四月から十一月までの第一日曜日を「テニスを楽しむ日」として、テニスコートを次のとおり一般開放しますのでご利用ください。

◆期間 四月から十一月までの第一日曜日。ただし十月は十日の体育の日に行います。なお、雨天の場合は中止します。

◆場所 城山庭球場

◆時間 午前十時～午後四時

◆対象 ふだんテニスの機会に恵まれない方及び初心者で市内に在住の方。クラブ単位での参加はご遠慮ください。

◆参加方法 当日、庭球場へ直接集合し、備付けの用紙に氏名等必要事項を記載し、協会員にお渡し下さい。

◆持参品 ラケット、タオル

◆注意 競輪開催日は、車両が増加し、駐車場の確保が困難ですのでご承知ください。

◇指導者 初心者は、小田原軟式庭球協会及びテニス協会(硬式)の方が指導します。

◇問い合わせ 市教育委員会体育課 ☎㉝1733

市民スポーツレクリエーションの集い

〈ジョギングを楽しもう〉

◆日時 毎日曜日午前八時

◆会場 市役所跡地

◆内容 走ることによって健康な体と明るい家庭を築く

◆参加資格 自由、時間までに会場にお集まりください。

◆会費 無料

◆主催 小田原走ろう会

〈民踊の集い〉

◆日時 三月十日（日）二十四日（日）午後七時から九時まで

◆会場 小田原スポーツ会館

◆内容 民踊を初歩から指導し、参加者相互の親睦を図る。

◆参加資格 自由、時間までに会場へお集まりください。

◆会費 三百円

◆主催 小田原市民踊協会

◆問い合わせ 木内康郎宅 ☎㉒2743

〈レクリエーションの集い〉

◆日時 三月二十日（水） 午後七時～九時

◆会場 小田原スポーツ会館

◆内容 ゲーム、ダンス、体操を通じてストレスの解消とシェイプアップを図る。

◆参加資格 自由、時間までにお集まりください。

◆会費 無料

◆主催 小田原レクリエーションクラブ

◆問い合わせ 星野時男宅 ☎㉒9504

〈スクエアダンスを楽しもう〉

◆日時 毎木曜日午後七時から九時まで

◆会場 小田原青少年会館

◆内容 スクエアダンス初心者講習会

◆参加資格 自由、時間までに会場にお集まりください。

◆会費 五百円

◆主催 小田原市スクエアダンス協会

◆問い合わせ 武井良雄宅 ☎㉒8506

いこいの森 あなたも参加・利用しませんか 楽しい施設と行事

いこいの森の施設の利用方法と春休み行事は次のとおりですので、ご利用ご参加ください。

〈バーベキューの施設〉

◆施設 テーブル、丸太の腰掛けなど二十四基（二百四十人収容）、このうち雨天でもバーベキューが楽しめるかやぶき屋根付きの施設が三基（六十人収容）あります。

◆利用期間及び時間 三月二十四日（日）～十一月二十四日（日）、午前十時～午後四時。ただし、キャンプ期間中は午前十時～午後七時。

◆利用方法 いこいの森総合案内に電話または直接予約をしてください。

◆材料 食材料、用具等のあっせんを小田原市森林組合が行っています。詳しいことは、総合案内にお問い合わせください。

〈春休み行事〉

◎開催日 三月三十一日（日）

◎催し及び時間

◆森林浴ウォークラリー

◆時間 午前十時～午後二時

◆集合場所 総合案内前

◆参加は自由で、受付後スタートし、コース図により林間歩道や遊歩道を歩いていただきます。上位入賞者には粗品を贈呈します。

◆草だんごを食べる会

◆時間 午前十一時～午後一時

◆教材費 実費負担

◆参加は自由

◆しいたけのホダ木作り

◆時間 午後一時～午後二時

◆教材費 実費負担

◆参加は自由で、しいたけの原木にタネゴマを打ち込み、ホダ木を持ち帰っていただきます。

◆農産物の即売会

◆時間 午前十時～午後三時

◆場所 総合案内前

実演が行われる炭焼き小屋

〈炭焼きの実演〉

◆日時 四月十四日（日） 午前十時～午後三時

◆集合場所 いこいの森総合案内（管理棟）前

◆参加は自由 弁当持参

なお、焼いた木炭は一週間後の四月二十一日（日）に釜から出してバーベキュー施設で使用します。

〈夏休みの林間キャンプ場〉

◆キャンプの期間 七月二十日（土）～八月三十一日（土）、原則として二泊三日まで。なお、七月二十七日（土）～二十八日（日）及び八月十日（土）～十一日（日）の各一泊二日は、団体を除く家族キャンプの日です。

◆使用料 無料

◆受付場所 いこいの森総合案内（管理棟）

◆受付方法

四月二十日（土）

○午前九時～正午 市内の団体七十人～二百人の利用申込み

○午後一時～午後四時 市内の団体三十人～六十九人の利用申込み

四月二十一日（日）

○午前九時～正午 市内の団体及び家族の三十人未満の利用申込み

○午後一時～午後四時 市外の団体及び家族の利用申込み

※両日とも受付開始時の午前九時及び午後一時前においでになった方については、抽選により申込順位を決めさせていただきます。

※市内の団体とは、市内在住者、在勤者、在学者で構成している団体です。

なお、四月二十三日（火）以降は団体の区別なく先着順に受け付けます。

また、電話での申込みは受け付けません。

◆問い合わせ 小田原市いこいの森総合案内（管理棟） ☎㉔3785

郷土文化館の3月の催物

早春の草花をたずねる会

◆期日 三月二十四日（日） ただし雨天中止

◆コース 三国工業前～坊所～いこいの森～辻村農園～水之尾～風祭駅

◆集合 三国工業前バス停 午前九時三十分（伊豆箱根バス小田原駅発船原行又は、西武ポリマ行）

◆解散予定 風祭駅午後三時ごろ

◆講師 郷土文化館協議会委員 松浦正郎さん

◆対象 一般の方

◆定員 五十人

◆参加費 無料

◆当日持参するもの ビニール袋または胴乱、新聞紙、ノート、筆記用具、弁当、水筒など。

◆申込方法 三月十七日（日）から直接または電話で申し込んでください。ただし定員になり次第締め切ります。

春の小田原城をたずねて

◆期日 三月三十一日（日） ただし雨天中止

◆コース 小田原駅西口～市営テニスコート～小峰配水池～御鐘ノ台大堀切～東堀～中堀～西堀～城南中学グラウンド～（二重外張）～新堀～鉄砲矢場～東海道（小田原用水・板橋見付）

◆集合 小田原駅西口 午前九時

◆解散予定 板橋見付 午後三時三十分ごろ

◆講師 山口隆さん

③対象 小学校四年生以上一般の方

③定員 五十人

◆参加費 無料

◆当日持参するもの 筆記用具、弁当、水筒など。

◆申込方法 三月十七日（日）から直接または電話で申し込んでください。ただし定員になり次第締め切ります。

◆申込み及び問い合わせ 郷土文化館 ☎㉓1377

60年度 小田原スポーツ会館 柔道 剣道 練成生を募集

種目	柔道		剣道	
対象	小学2年生～中学生	一般	小学3年生 中学生で初心者	一般
募集人員（先着順）	50人	40人	50人	30人
けいこ日（毎週）	4月・5月 木・土 6月以降、火・木・土	火・木・金・土	水・金	火・水・木・金
けいこ時間	午後6時30分～7時30分	午後7時30分～9時	午後6時30分～7時30分	午後8時～9時（水・金 7時30～）
申込方法	参加料1,550円と印鑑持参	参加料2,350円と印鑑持参	参加料1,550円と印鑑持参	参加料2,350円と印鑑持参
申込期間	3月26日(火)～3月31日(日)		3月27日(水)～3月31日(日)	
申込場所 問い合わせ	小田原スポーツ会館 (23) 2465			
その他	・受付開始時間は午前9時からです。 ・申し込み後の参加料は原則としてお返しいたしません。 ・小・中学生の申し込みは保護者の方としてください。 ・参加料は登録料と傷害保険料の代金です。 ・つり銭のないようにお願いします。			

スポーツ教室へどうぞ 小田原スポーツ会館

	ちびっ子体操教室（第1期）	高齢者健康体操教室	婦人プエーブリング体操教室
目的	体操を通じて、基礎的な体力を高めるための運動を行い、個人的な段階から集団的な行動がとれるようにする。	余暇の活用として体操を行い、健康で楽しい生活が過せるよう体力づくりを図る。	体操、エアロビクス、食事、休息の4つの条件で生活を管理することによって、健康保持、増進をはかるとともに婦人相互の親睦を深める。
期日及び時間	第1部 4月9日～7月2日(4/30除く)火曜日毎12回 第2部 4月12日～7月5日(5/3除く)金曜日毎12回 午後4時～5時	4月13日～6月29日 土曜日毎12回 午後1時30分～2時30分	4月11日～6月27日 木曜日毎12回 午前10時～11時30分
対象及び定員	第1部 第2部 共 4才～小学校1年生の男女 各部 30名（先着順）	51才～70才までの男・女 30名（先着順）	婦人で55才まで 50名（先着順）
参加料	1,150円	1,850円	1,850円
指導者	小田原スポーツ会館 指導員	小田原スポーツ会館 指導員	小田原スポーツ会館 指導員
持ち物	運動着、体育館シューズ、タオル	運動着、体育館シューズ、タオル	運動着、体育館シューズ、タオル
申込方法	第1部 3月22日(金)～3月24日(日) 第2部 3月23日(土)～3月24日(日) 参加料と印鑑持参	3月19日(火)～3月24日(日)(3/21除く) 参加料を添えて	3月20日(水)～3月24日(日)(3/21除く) 参加料を添えて
その他	・申込後の参加料は原則としてお返ししません。 ・受付開始時間は午前9時からです。	・おつり銭のないようにお願いします。 ・問い合わせは 小田原スポーツ会館 ☎(23) 2465	

富士見小が開校

26校目として4月から

今年四月に新しい小学校が開校します。

この小学校は、本市の二十六番目の小学校として開校する富士見小学校です。

富士見小学校の所在地は、市内下新田三四〇番地、県立西湘地区スポーツセンターと西湘高等学校の中間にあります。

4月1日の開校を待つ富士見小学校の校舎

新小学校の学区は、現在の下府中小学校の学区の一部と酒匂小学校の学区の一部を合わせて新しい学区としたもので、開校時の学級数と児童数は、二十三学級、九百三十六人の予定です。

学校施設の主な内容は次のとおりです。

◆校　舎
○構　造　鉄筋コンクリート造四階建一部三階
○面　積　六千九百二十九平方㍍
○施設内容　普通教室二十五教室、特別教室十教室、その他管理諸室

◆給食調理場
○構　造　鉄骨・鉄筋コンクリート造平屋建一部二階
○面　積　五百十七平方㍍

市美術展へ出品しましょう

前期は絵画と彫塑を

市と市教育委員会の主催による第三十八回市美術展覧会が次のとおり開催されます。みなさんの力作をお寄せください。

◆会　期
○前期（絵画、彫塑）
四月二十四日（水）～二十八日（日）
○後期（書道、写真、工芸）
五月八日（水）～十二日（日）
時間は前期・後期とも午前九時～午後六時

◆会　場
中央公民館二階ホールほか

〈応募要領〉

◆種　目
○前　期　日本画、洋画、版画彫塑（立体造形を含む）
○後　期　書道（漢字、かな、刻字、墨象作品（文字性作品））、写真、工芸（ガラス、金工、刺しゅう、漆芸、七宝、染織、竹工、陶芸、人形、木工その他の工芸作品）

◆資　格
市内在住者（小・中学生を除く）

◆出品点数
○作品は公募作品と招待作品に分け、公募・招待とも一人一点とします。
○作品は、自作のものに限ります。既に市内で発表したものは出品できません。

◆出品手数料　無料

◆作品の大きさ
○絵　画　横の場合は百号以内、縦は百二十号以内。軸装は受け付けません。
○彫　塑　横幅一・五㍍以内、高さ二・五㍍以内、奥行き一・五㍍以内
○書　道　仕上寸法縦二・一㍍以内、横一・八二㍍以内。枠張りまたは軸本表装仕立（仮表装は受け付けません）題名と釈文を添付してください。
○写　真　白黒及びカラープリント、全倍までのパネル張り。ドライマウント可。ガラス入りの額は不可。組写真は五枚以内にまとめたもの。
○工　芸　大きさは制限しない。ただし、組み物（セット物）は一点とみなす。

◆作品搬入
○前　期　四月二十日（土）
午後二時～七時
○後　期　五月二日（木）
午後二時～七時

◆搬入場所
中央公民館二階大会議室ほか

◆入選作品の搬出
○前期　四月二十八日（日）
午後六時～六時三十分
○後期　五月十二日（日）
午後六時～六時三十分

◆選外作品の搬出は、当該部門の会期中に、会場責任者に申し出て搬出してください。

◆賞　市長賞、市議会議長賞、教育委員会賞ほか

◆注意事項
①搬入日時に遅れたものは、受付しません。
②会期中の展示に耐えられない作品は受付しません。
③出品者は、審査の結果及び作品の陳列について異議を申し立てることはできません。
④陳列作品は、会期中どんな理由があっても搬出することができません。
⑤作品の保管には十分注意しますが、不慮の事故による責任は負いません。
⑥出品票は、のりを上部にだけつけて、はり付けてください。
⑦作品は、すべて「作品預り証」と引換えに搬出していただきますので、「作品預り証」は紛失しないよう十分注意してください。
⑧入選者が搬出時間内に搬出しない場合は、一切責任を負いません。
⑨入選者については、次の方法で発表します。
○前　期　四月二十三日（火）
○後　期　五月七日（火）
いずれも発表は正午に中央公民館二階ロビーで行います。

◆問い合わせ　社会教育課成人教育係　☎㉝1711

子どもがつくるお昼ごはん
母親クラブ研修会へ

教育委員会では、子ども自身の持つ能力を見いだし、伸ばすことを学んでもらうため、料理研究家であり、ユニークな子育てを実践していることで知られる小林カツ代さんをお招きして、子ども料理教室を開きます。

昼食づくりを通して子どもの育つ力を高めるとともに、おとなから子どもへと生活の文化を伝えることの大切さをこの機会に見直してみませんか。

◆日　時　三月二十四日（日）
午前九時四十分～午後一時
◆会　場　中央公民館調理実習室
◆対　象　母親クラブ会員及び一般の方の親または大人と小学生
◆定　員　三十六人（先着順）
◆申込み　社会教育課に電話で申し込んでください。
○受付期間　三月四日（月）～三月十八日（月）
◆参加費　一人二百円
◆申込み及び問い合わせ
社会教育課青少年教育係
☎㉝1723

シリーズ歴史を掘る⑩中世・近世

戦国時代の遺跡

今回から中世・近世の紹介です。中世とは、源頼朝が鎌倉に幕府を開いた一一九二年から戦国時代の終わりまで、つまり豊臣秀吉が北条氏を滅ぼし、天下を統一した天正十八（一五九〇）年までの時代です。近世は、その後、明治維新で江戸幕府が倒された一八六八年までの約二百八十年間のことです。

市内には、この時代の遺跡として有名なものには、小田原城、石垣山一夜城があります。また、治承四（一一八〇）年に頼朝が挙兵した地として歴史に残る石橋山古戦場もよく知られています。このほかにも多くの城跡、居館跡、陣場跡、墓地などが残っていますが、その多くは戦国時代の北条氏に関係のあるものです。

幻庵屋敷の空堀

昭和五十八年六月、市教育委員会では、久野中宿公民館が改築されたときに、公民館の周囲に残っている「幻庵（げんあん）屋敷」の一部を発掘調査しました。

幻庵屋敷とは、戦国時代の武将北条幻庵が小田原城の北西、久野丘陵のふもとに築いた居館のことです。北条幻庵とは、小田原の北条氏を起こした北条早雲の第三子北条長綱のことで、政治や軍事に大変秀でた人だったと伝えられています。

幻庵は、天正十七（一五八九）年に九十七歳で没するまで、早雲から氏直にかけて五代九十六年にわたり、関東を支配した北条一門を陰から支えた人で、また、詩歌や俳諧（はいかい）に通じた文化人としても名高い人でした。

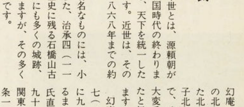

発掘された幻庵屋敷の空堀

幻庵屋敷の跡を発掘した結果、空堀が発見されました。幅二メートル以上、長さも八メートルを超える空堀で、東西方向に延びていました。堀の断面は途中に段差のある箱型で、法面（のりめん）の角度はほとんど直角、深さは調査時点で約二メートル二十センチありました。これまで市内で調査された小田原高校東側の空堀や小田原女子短期大学構内の空堀などは、断面がV字型やU字型で、法面の角度も五十度前後のものが多かったので、幻庵屋敷の空堀は大変珍しいものといえます。空堀を覆っていた土層を調べたところ、宝永四（一七〇七）年の富士山大爆発で降下した火山灰が層となって堆積していることが分かりました。堀底近くまで火山灰があったことから考えると、江戸時代初期の宝永年間までは空堀の姿をとどめていたようです。

北条幻庵（立木望隆氏所蔵）

戦国時代の武将の居館は周囲に土塁や空堀を巡らし、「いざ」というときに、戦の拠点として城のような役割を果たせるようになっていました。幻庵屋敷も今では土塁や空堀、池などの一部が残っているだけですが、寛文十二（一六七二）年の『久野村鑑』という記録には、当時、一万二千余坪の広大な居館だったと記されています。

豊臣方の陣場跡

市内には、小田原に攻め寄せた豊臣勢の陣場跡も残されています。陣場とは、陣所、陣屋ともいい、戦のときに陣を敷いた場所です。一般には周囲に柵（さく）を巡らしますが、土塁や空堀を築くこともありました。

天正十八年の小田原攻めに加わった武将の陣場跡としては、板橋の富士山陣場、寿町の今井陣場などが有名です。富士山陣場は、北条方の山城だったものを細川忠興が攻め落として陣場としたものです。今井陣場は徳川家康の本陣で、長期戦に備えて周囲に土塁を巡らせた堅固なものだったようです。今井陣場の跡には、天保七（一八三六）年に小田原城主大久保忠真が立てた石碑が残っています。

市内には、戦国時代を中心とした数多くの中世遺構が残っています。これらは近年まで発掘調査という考古学的調査が行われていませんでした。中世遺構の本格的調査は今始まったばかりというところです。

私のひとこと

(託児ボランティア「はちの会」会長) 阿賀加代子

3月6日啓蟄(けいちつ)

「ポッポちゃんのお家(うち)はまあるいお家、まあるいお家にまあるいお窓、まあるいお窓を一寸(ちょっと)あけて、いただきまあす」

市教育委員会が主催する社会教育関係の学級、講座等に参加する婦人の小さなお子様を、開講時間中にボランティアで託児する私たち。おやつ時の子供たちに大変人気のある歌です。このおやつの時間は、今まで泣いていた子も仲間入りしたり、私たちもホッと一息つくという、意義あるひとときです。

核家族が多くなった昨今、「子育てをしながら勉強したいというお母さんの力になってあげられたら」とのささやかな願いで、第一回託児ボランティア育成講座を受けた私、活動して五年たちました。

五十九年度の託児ボランティア活動状況をお知らせしますと、延べで約千百人のお子様を託児しました。

「ありがとうございました。安心して勉強ができました」

「子供から離れられる二時間の充実感をつくづく感じました」と託児を受けられた方からの感想が寄せられます。「もう終りよ」と言うと涙ぐむ子もあったそうです。こうして託児を受けられた方が、後になってボランティアとして活躍されることもあり、輪の広がりをうれしく思います。

託児ボランティア活動との出会いから、私は五十七年に神奈川県婦人リーダー研修会に出席、その後国内研修に参加させていただきました。

「何かやりたい!!」と夢はあっても、チャンスがなければ難しいことなのですが、今考えますと、参加するように声をかけられたことは、一つのチャンスだったように思われます。今まで家庭中心の生活でしたので自分に鞭(むち)打って挑戦しました。今までとは違う勉強に魅せられ、本当に視野が広まりました。そしてリーダーとしての自覚も私なりにつかめました。私自身の力のなさ故に、大変なこともありましたが……。

一つの出会いから、多くの人との出会いを重ね、そして色々教えられました。一主婦だった私に「やればできる」という勇気を与えてくださったことに感謝します。

今年は国際婦人年最後の年でもあります。子離れ後の時間のためにも社会参加を、できるならお勧めしたいものです。そこで得る充実感は必ず自分自身、そして家庭に戻ることを信じます。

大輪の花は無理としても、私なりの花は咲かせたいと願い、これからも活動を続けてまいります。

動物園のかお⑩

イノシシ

今月は「イノシシ」を紹介しましょう。

本市動物園にはイノシシが一頭(雌)います。年齢は推定八歳ぐらいで、体長は約一・五㍍、体重は七〇㌔ぐらいあります。動物園での食物はサツマ芋やオカラなどで、一日約一〇㌔ぐらい食べているそうです。

日本列島では、中国、近畿地方を中心にイノシシが生息しており、積雪量が三〇㌢以上の多雪地帯である東北、北陸地方福島県以北には、その姿が見られないと言われています。

食性は雑食性で、芋、ニンジン、サツマ芋、ゴボウなどの根菜類、クリ、ドングリ、クルミなどの木の実、そのほか動物性では野ネズミ、ウサギの子、鳥や鳥の卵などなんでも食べます。また、みなさんが嫌う蛇までも食べてしまいます。

生まれた子どものイノシシを俗に「ウリ坊」と言いますが、これは茶褐色の体に数条の白い線が体長に添って走り、瓜(ウリ)の模様に似ているからです。この模様は弱い子どもを保護するためのカモフラージュの役目をしています。この瓜模様は三か月もたつと消えてしまいます。それは保護色の必要がなくなったからだと言われています。

イノシシの武器はナイフのような鋭い牙(きば)で、訓練された猟犬でも油断すると大けがをすることがあるそうです。

イノシシは昔から狩猟の主要な対象になっています。農家にとっては大変な害獣で、せっかく作った農作物をイノシシ一家が来て、大被害を与えてしまうそうです。

寿命は十五年から二十年ぐらいです。

人形劇まつり

舞台完成記念公演

◆日 時 三月二十四日(日)午前十時三十分～午後三時

◆会 場 市立図書館二階小劇場

◆出し物(出演団体)

○人形劇「北風と太陽」＝ポッケ「どん太のたるや」＝わらべ「彦一とんち話」＝小田原高校「くれくれコヤマジラ」＝城内高校「ねずみの親子」＝旭丘高校

○影絵「ジャックと豆の木」＝シュークリーム

◆対 象 幼児・児童と付添者

◆定 員 百五十人(先着順)

◆入場料 無料

◆問い合わせ 図書館児童文化係☎㉔1057

春の花・庭木の即売会

市では、小田原市園芸協会の協力により、市内生産農家による春の花、庭木の即売会を次のとおり開催します。

◆期 日

○三月二十三日(土)、二十四日(日)、三十日(土)、三十一日(日)

○四月二十日(土)、二十一日(日)、二十七日(土)～三十日(火)

○五月一日(水)～六日(月)

◆会 場 小田原城址公園内市役所庁舎跡地

◆問い合わせ 農政課農林係☎㉝1494

連載随筆⑪ 小田原の梅(二)

石井富之助

小峯は明治に入ってから小峯梅林と呼ばれた。明治二十九年十二月発行の小西正寛著「小田原按内記」にはこんなふうにしるされている。

小峯の梅林は小田原城内の西南部にあり、二宮神社の西南の道を行くと、広さ十数町の梅林に至る。ここは大久保氏の練兵場で畑となったのは近ごろのことである。四方の岡はことごとく梅の木なので早春から芳香がふくいくとして銀世界のようなけしきになる。遠方から来遊するものが年々ふえている。まわりの山には松竹がしげり、一軒の家もないので小鳥が集ってさえずり、他の梅の名所と趣を大いに異にしている。

また明治三十五年ごろ小田原に療養にきていた斉藤緑雨は小峯がたいへん好きであったらしく、その「小田原日記」には

一月二十三日 晴れたり。箱根の諸山白し。小峯に行く。花の着くるわずかに二分。夕近くなりて風出ず。月円かにして明らかなり。

二月三日 晴、小峯に行く。開くもの四分。處々紅梅を見る。

二月九日 好晴。暖かなり。馬場(孤蝶)氏と共に小峯に行く。

馬場孤蝶だけでなく、佐々醒雪、大町桂月など訪れる者は皆小峯に連れていったようである。泉鏡花には「城の石垣」「千歳の鉢」など五、六篇の小品があり、小峯の梅林のことが書かれている。仙境といった感じの梅林として知られていたらしい。

わたしの知っているのは大正時代の小峯で、そのころには公園という名で呼ばれていた。入口に大久保神社の鳥居があった。まんなかの平地は町民の運動場になっていて、時々自転車競走が行われたりした。まわりの梅はそのまま保たれ、長く町民の憩いの場所として親しまれていた。その姿を根こそぎ変えてしまったのは、戦後ここに施設された競輪場だったといってよいであろう。

小田原のしそ巻梅干は核が小さく肉厚く実ばなれがいいことと、しそが極めて良質であったことで名産品としての声価を高め、需要も次第に増大した。

中野敬次郎氏によれば文化、文政のころにはすでに小田原地方の生産では間に合わず、漬物業者は甲斐、奥羽地方まで梅の実の買出しに出かけたということであるが、少なくとも明治に入り、日清、日露両戦役に軍需品として大量の注文を受けてからはこの傾向は一層甚だしくなり、移入先も全国各地に及ぶまでになった。

小田原の名産は蜜柑にしろ、蒲鉾にしろ、すべて土産物から商品、輸出品というように移行し発展をしているが、梅干もまたみごとに商品としての地歩を築いたのであった。

しかし、その反面品質の低下をまねいたことも事実であったし、消費者の嗜好の変化もあった。その他種々の事情が重なって、梅の植栽、梅干生産が必ずしも農家経済に有利ではなくなり、一時停滞するという現象も見られた。

戦後、鈴木十郎市長は梅干生産の重要性を唱えたが、それを受けて昭和三十三年下曾我に梅の研究会が生まれ、以来梅の木の植栽、梅干をはじめその加工品の生産に努力した結果、現在では下曾我の梅は二万本を越え、地元産の梅干もいちじるしく増加するに至った。そして、毎年二月には城址公園と相呼応して梅祭りを催し、観光的にも大きく寄与するまでになっているのである。

地元の梅を原料とする梅干生産がふたたびさかんになってきたとはいえ、数量的には和歌山県の田辺地区、南辺地区には遠く及ばない。

わたしはかねがね梅干の味は十年漬のものが最高だと考えている。一年や二年漬のものは酸味が舌を刺すほどに強いが、年が経つにつれてその酸味がうでてやわらかな味になる。わたしはかつてしそ巻梅干を十年間保存して食べてみたが、酸味、辛味ともまことにほどがよく、しかも何ともいえない甘味さえ出てきて、これは人工では到底作り出せない味だと思ったものである。

むかしから小田原名産といわれた梅干はどこまでもしそ巻梅干なのであって、良質の梅干を葉柄の細くやわらかいしそで五角型または六角型に包んだものであった。ところがいつごろであったか、しそ巻梅干というと中身にぐちゃぐちゃにくずれた梅干の入っているのが出まわったことがある。もっての外のことで小田原名産としての名をみずからはずかしめていることになる。十年間も寝かせておくことはたいへんなことだが、少なくとも名産というからには十分に吟味したものを食べさせてほしいものである。

小田原の市民はむかしから梅に対して特殊な感情を持っているようである。その現われといってよいのであろうか。昭和十五年市制施行の際制定された市章は梅の花と波とを図案化したものであり、昭和五十一年には市の花として梅が選ばれている。それならばなおさらのこと梅を大事にしたいものである。

※

これは、元小田原市立図書館長石井富之助氏が、かつて、見たり聞いたりした事を綴ったもので、以前発表されましたが、今回の掲載に当たり加筆をされたものです。

広報 おしらせ版 3月号

No.11　昭和60年3月1日(金)　編集発行　小田原市役所広報課

健康コーナーは2面にあります

市のしごと

母子家庭等児童手当の支給

児童課☎㉝1453

今月は、小田原市母子家庭等児童手当の三月支給月(10~3月分)です。あなたの指定した金融機関に3月15日(金)に振り込む予定です。金融機関の整理期間がありますので、一週間ほど間をおいてから受け取ってください。

3月の保育相談

城山乳児園☎㉞3227

乳幼児の保育について専門的立場から助言、指導します。3月6日(水)、13日(水)、20日(水)、午後1時~4時、城山乳児園(社会福祉センター2階)で。内容は、しつけ、習慣、乳幼児教育、健康管理等。あらかじめ電話で相談内容、時間等の連絡を。

農業者年金巡回相談

農業委員会☎㉝1748

農業者年金相談員による巡回相談を開催します。日時は3月19日(火)、午前10時~午後4時。場所は市役所6階第9会議室。相談内容は経営移譲年金・農業者老齢年金の受給手続について、経営移譲年金受給による税法・農地方の問題について、年金加入手続や農業者年金全般についての申込方法。申込みは当日、直接会場で申し込むか、農業委員会、農協の年金窓口へ事前に申し込みを。

育英会で奨学生を募集

学校教育課☎㉝1682

小田原育英会では、今年も奨学生を募集します。

育英会は、市内に居住し県下の公私立高等学校に在学する生徒のうち、経済的に大変な生徒の勉学を奨励するため、昭和三十年につくられたもので、既にこの奨学金を受けて五百八人の方々が高等学校を卒業され、社会で活躍されています。是非ご利用ください。

募集人員は20人。採用方法は学校からの推薦書等によって、選考委員会で審査し、理事会で決定。給付額は月額五千円で、三か月ごとに保護者の口座へ振り込みます。給付期間は高等学校卒業までで、中途で休学する場合は、その期間給付を停止。申請用紙は現在在学中の中学校、又は入学された高等学校にありますのでご相談ください。申込期間は四月三十日(火)まで。

水道の修理は修理センターへ

修理センター☎㊲3720　工務課☎㉝1667　夜間☎㉝1809

家庭の蛇口故障や水道管破裂などの修理は、管工事協同組合の水道修理センターへ。知り合いの公認業者や特に希望がある方は業者に直接申込みを。ただし、公認業者以外は修理できません。公道内の水道管は市が無料で修理します。漏水箇所があったら工務課維持係へ連絡を。宅地内は有料です。蛇口パッキングの取替えは自分でできます。公認業者か水道材料店でパッキングを買い、メーター器内の止水栓を止めてから修理を。

給水管調査に協力を

工務課☎㉝1667

水道部では、給水管が漏水していないか調査をしています。漏水量・箇所の多い旧市内は半年ごと、郊外は1年ごとに一巡しています。調査員が宅地内の調査をし、漏水している場合はその場で指導するのでご協力を。なお、調査員は、腕章(漏水調査員)を付けています。

中小企業退職金共済及び特定退職金共済掛金の補助申請を

商工課☎㉝1513

市では中小企業で働く方たちの福祉の向上と雇用の安定を図るため、中小企業退職金共済及び特定退職金共済の制度に加入している事業主に共済掛金の一部を三年間補助しています。

今年も後期分の補助申請の時期がきましたので、該当する事業主は必ず申請してください。なお、小規模企業共済制度は対象となりません。

◎補助対象者

①市内で1年以上継続して事業を営む中小企業者(従業員が100人以下の法人及び個人)で従業員のために3月31日現在で中小企業退職金共済事業団、または小田原商工会議所が行っている特定退職金共済制度に加入している事業主。

②昭和56年11月以降にこれらの共済制度に加入した事業主(補助金の交付期間は、事業主が退職金共済制度に加入した月から満三か年)。

③市税を完納していること。

◎補助内容

従業員1人1か月の掛金2千円を補助対象限度額とし、次の割合で補助金を交付します。

①従業員が20人以下=共済掛金の30%

②従業員が21人~100人=共済掛金の20%

◎申請期間

4月1日(月)~4月8日(月)

今回の申請は後期分(昭和59年10月~60年3月)です。

市立病院の職員を募集

市立病院庶務課☎㉞3175内線604

市立病院では次のとおり職員を募集しています。

透析技術者(有資格者)　市内在住で35歳以下の方、若干名

助産婦、看護婦・士、准看護婦・士(有資格者と資格取得見込みの方)　35歳以下の方若干名、パートも可。

希望者は履歴書を市立病院庶務課(〒250小田原市久野46)へ郵送または持参(有資格者は免許証・認定証の写しも併せて)　採用は書類審査、面接、身体検査で決定。給与は本市給与規程によります。なお、市内医療機関からの転職はご遠慮ください。

奨学生　看護学校に在学中で奨学金(月額3万円)を希望する方は相談に応じます。ご連絡を。

車での来院はご遠慮ください

小田原市立病院

現在、市立病院は外構工事を施工中のため、来院者用駐車場が狭く、駐車できないことが多いため、自家用車での来院はご遠慮ください。

「浄化槽のふた修理」の訪問販売にご注意

清掃課☎㉝1486　保健所環境衛生課☎㉒3135

市内で、言葉巧みに浄化槽のマンホールのふたや換気扇を訪問販売する業者がいます。訪問の際に「市役所の方(ほう)から来た」、「市役所に話が通してある」、「本部から来た」、「浄化槽の検査に来た」などと市職員のように振る舞うようですが、市役所や保健所では物品を直接販売したり、特定の業者を指定して委託販売することはありません。不審なときは連絡してください。なお、腐食して薄くなったり、穴の開いたマンホールのふたは危険ですから交換される場合は、料金等のトラブルがないよう事前に業者と話し合い、納得してから依頼してください。

保健婦を募集

保険健康課指導係☎㉝1832

市では保健婦を募集しています。

保健婦=若干名(有資格者と資格取得見込みの方)35歳以下、パートも可。希望者は履歴書を持参の上、保険健康課指導係へ。受付時間は午前8時30分~午後5時(ただし、日曜祝祭日と土曜日の午後は除く)

上水道給水装置工事の責任技術者・技能者の資格試験

水道部庶務課☎㉝1644

市では、上水道給水装置工事の責任技術者と技能者の資格試験を行います。次の受験資格のいずれかに該当し、受験を希望される方は水道部へお申し込みください。

〈受験資格〉

◎責任技術者

①学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校、又はこれらと同等以上の学校で工業に関する学科(土木・機械・建築・衛生・設備工学、又はこれらに準ずるもの)を修めて卒業した後、給水装置工事の技術上の実務に関し、2年以上の経験を有する方

②前項の学校において、工業に関する学科以外の課程を修めて卒業した後、給水装置工事の技術上の実務に関し、5年以上の経験を有する方

③給水装置工事の技術上の実務に関し、10年以上の経験を有する方

◎技能者

引き続き3年以上、上水道工事の実務に従事した経験がある方

〈試　験〉

◎責任技術者

筆記試験(水道法規、衛生工学、水理学、設計)

◎技能者

①筆記試験(給水工事の常識)

②実技試験(筆記試験合格者のみ)　給水管接合法、ねじ切り

〈試験日〉

①責任技術者及び技能者の筆記試験は4月17日(水)、市役所本庁舎で実施

②技能者の実技試験は、4月23日(火)に高田浄水場で実施

〈受験手数料〉

◎責任技術者=3000円

◎技能者=3000円

〈受付期間〉

4月1日(月)~8日(月)、午前8時30分~午後5時(土曜日の午後と休日は除く)

〈申込場所〉

水道部庶務課営業係(市庁舎5階)

公認業者・技能者等は資格継続の手続を

水道部庶務課☎㉝1644

小田原市上水道給水装置工事の公認業者並びに責任技術者及び技能者の有資格者で、今年の5月10日(金)付けで公認または資格の有効期間が満了となる方は、指定期間内に資格継続申請の手続をしてください。公認または資格があっても継続申請をしませんと、資格を取り消されますのでご注意ください。

申請の受付期間は、4月1日(月)~20日(土)、午前8時30分~午後5時。ただし土曜日の午後と休日を除く。受付場所は水道部庶務課営業係(市庁舎5階)。なお、継続申請用紙は水道部庶務課に用意してあります。

上水道公認業者の取消し

市水道部では、上水道公認業者の取消しを行いましたのでお知らせします。○公認取消し業者=府川水道工業

引っ越しのときは水道の手続(中止・開始届)を

水道部庶務課☎㉝1646

三月及び四月は、転勤などで引っ越しされる方が非常に多い時期です。転出転入の異動に伴って水道についての申込みや問い合わせが大変多くなります。これから引っ越しを予定されている方は、早目にご連絡ください。

○これから引っ越しされる方

引っ越しなどで水道を使用しなくなるときは、一週間前までに電話で水道部へご連絡ください。係員がお伺いして引っ越される日までの料金を清算します。この清算手続をされませんと、使用しなくても基本料金がかかり、トラブルの原因にもなりますのでご注意ください。

なお、水道についての手続は「需要者番号(水道番号=領収書及び使用水量のお知らせ、または戸口の水色のひし形プレートに記載の番号)」でご連絡ください。

○引っ越し先の水道を使用する方

前使用者が清算済の場合は、「水道のご使用について」の説明書ならびに開始届のはがきが投かんしてありますので「開始届」を切り取って、新使用者名、所有者欄等に記入し押印の上、水道部へ返送してください。

なお、この用紙がない場合は、清算されていない可能性がありますので、需要者番号を確認の上、水道部までお問い合わせください。

その他

◇新幹線「ひかり号」の小田原駅停車が増加されます

3月14日の国鉄ダイヤ改正により、小田原駅に停車する新幹線「ひかり号」が、次のとおり、現行の上下各一本から二本に増加されます。

〈小田原駅発の時刻〉

◎下り(広島行き)

○現行=7時4分

○改正=6時52分・15時52分

◎上り(東京行き)

○現行=21時13分(広島始発)

○改正=9時53分(岡山始発)・21時3分(広島始発)

また、東海道本線でも、日中の一部列車の運転区間延長のほか、夕方の通勤通学時間帯の下り快速電車(現行小田原駅止まり)の区間延長(熱海まで)や、一部上り回送列車の客扱い、さらに夜間帯の混雑緩和を図るため、小田原―東京間に上り列車一本、東京―国府津間に下り列車一本が増発され、利便が図られます。

◇御殿場線も試行列車の増発

御殿場線でも、普通列車上り三本、下り四本が増発されるほか、土曜日運転(現行上下各一本)の毎日運転、あるいは運転区間の延長ダイヤが組まれます。

なお、増発はあくまで試行運転(おおむね一年間)で、利用実績によってその後の存続・廃止が問われることになりますので、御殿場線利用による営業成績を上げることが期待されます。

◇利便向上を国鉄に要望

今回のダイヤ改正には、これまで国や国鉄に対して、県の鉄道輸送力増強促進会議や御殿場線輸送力増強促進連盟(いずれも本市参加)が要望を続けたほか、特に、「ひかり号」の増停車については本市をはじめとする近隣自治体、商工会議所などが一緒になって、毎年のように陳情を繰り返した成果が現われたものと思われます。

今月の市民相談

こんなとき	相談名	とき	
軽易な法律相談や市政について要望があるとき	一般相談	毎日	8時30分~17時
訪問販売や欠陥商品による苦情があるとき	消費生活苦情相談	毎日	8時30分~17時
市政への要望について市長に直接話したいとき	市長相談(予約制)	今月はなし	
法律問題で弁護士に相談したいとき	法律相談(予約制)	6・13・22・27日	13時30分~15時30分
登記手続について知りたいとき	登記相談	14日	13時30分~15時30分
税金のことについて知りたいとき	税務相談	4日	13時30分~15時30分
身体の健康管理について相談したいとき	保健相談	26日	13時~16時
身の上や家庭問題で悩みのあるとき	心配ごと相談	4・11・18・25日	10時~15時
近隣のトラブルや幸せに暮らす権利を侵されたとき	人権擁護相談	12日	10時~15時
国や県・市の仕事について意見や苦情があるとき	行政苦情相談	22日	10時~15時
年金のことについて知りたいとき	年金相談	8日	10時~15時
借地・借家や不動産のことで弁護士に相談したいとき	宅地建物法律相談(予約制)	29日	10時~16時

市民相談室(市役所正面玄関左)☎㉝1383

※青少年相談は青少年相談センターへ☎㉓1481

図書館こども映画会

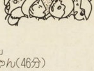

日　時　3月17日(日)
午後1時30分から

会　場　図書館小劇場

定　員　100人(先着順)

入場料　無料

プログラム

①雪の女王(20分)

②おはなし「絵ばなし」

③サーカスッ子 大ちゃん(46分)

問い合わせ　図書館奉仕係☎㉔1056

健康コーナー

《検診・献血》

子宮ガン　電話申込制　▽対象・定員　30歳以上の方　午前・午後各100人　▽日時・会場　4月14日(日)午前＝町田公民館　午後＝豊川公民館　▽受付＝午前10時～10時30分　午後＝1時～1時30分　▽受診料　400円　▽担当　予防係☎33 1838

献血　▽日時・会場　3月2日(土)ナックビル横　8日(金)橘支所（前羽日赤奉仕団）　9日(土)下曽我公民館（下曽我日赤奉仕団）　25日(月)ナックビル横（小田原白梅ライオンズ）　28日(木)ナックビル横（小田原薬剤師会）　午前10時～正午　午後1時～3時　▽担当　予防係☎33 1838

子宮ガン施設検診　▽場所　「老人保健法健康診査（子宮ガン検診）取扱機関」と標示した市内の医療機関　▽申込方法　今月は4月分の申込みだけを受付け。電話で申込を。「子宮ガン検診のお知らせ（昭和60年4月分受診券）」のはがきを郵送します。▽受診方法　はがきと保険証を持ち直接医療機関へ。老人保健制度に該当する方は医療受給者証も持参を。▽受診料　1000円（一部受診者負担金）　▽担当　予防係☎33 1838

ツベルクリン反応検査	判定とBCG	対象地
3月12日(火)	3月14日(木)	酒匂・国府津・下曽我・上府中・桜井・富水・豊川
3月13日(水)	3月15日(金)	12日・14日に実施する以外の地区

ツベルクリン反応とBCG　▽対象　3カ月～4歳未満で一回も受けていない幼児　▽時間　午後1時30分～2時30分　▽会場　市役所7階大会議室　▽持参する物　母子健康手帳　印鑑　▽注意①出掛ける前に体温を計っておいてください。②接種を受ける子どもの健康状態が分かる人が同伴してください。　▽担当　予防係☎33 1838

《予防接種》

接種を受けられない幼児　①発熱中②著しい栄養障害③心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患の幼児④接種液の成分によりアレルギーのおそれのある幼児⑤接種により異常な副反応を起こしたことのある幼児⑥1年以内にけいれんの症状を起こした幼児
麻しん（ハシカ）は次の方も接種できません。⑦生ワクチン（痘そう、ポリオ、風しん、BCG等）を1か月以内に接種した幼児⑧3か月以内にガンマグロブリンの投与を受けた幼児

麻しん（ハシカ）　▽対象　生後12月～72月の幼児（望ましいのは2歳前後）　▽接種会場　市の指定する医療機関（健康カレンダー参照）▽接種料金　無料　▽持参する物　母子健康手帳、健康保険証、印鑑　▽問診票は医療機関の窓口にあります。　▽注意①出掛ける前に体温を計っておいてください。②接種を受ける子どもの健康状態が分かる人が同伴してください。　▽担当　予防係☎33 1838

3種混合（百日ぜき・ジフテリア・破傷風）　▽対象　1期＝2歳～4歳未満児（3～8週間隔で健康状態が良いときに3回接種）　2期＝5歳6か月未満児（1期の3回目が完了して1年以上経過している幼児）　▽日時・会場　3月26日(火)酒匂公民館　27日(水)尊徳記念館　28日(木)市役所大会議室（7階）　各日午後1時30分～2時30分　▽持参する物　母子健康手帳　印鑑　▽担当　予防係☎33 1838

《講習日・相談日》

歯と栄養の教室　▽対象　1歳児の母親　▽日時・会場　4月1日(月)午後1時30分～3時30分　保健所講堂　▽内容　幼児の栄養と歯の健康　▽担当　保健所保健予防課☎22 3135

子どもの歯の相談日　▽対象　3歳未満の乳幼児　▽日時・会場　4月4日(木)18日(木)午前9時～10時半　保健所歯科室　▽内容　歯の検査・保健指導　▽持参する物　母子健康手帳　子どもの歯ブラシ　▽担当　保健所保健予防課☎22 3135

離乳食講習会　▽対象　離乳初期の乳児の母親　▽日時・会場　3月14日(木)28日(木)午後2時30分～3時30分　保健所栄養指導室　▽持参する物　母子健康手帳　▽担当　保健所保健予防課☎22 3135内線43

ビーバー号の幼児歯科検診　▽対象　4歳未満の乳幼児　▽日と会場　3月27日(水)下中小学校　▽受付時間　午前10時～11時　午後1時～2時　▽持参する物　母子健康手帳　子どもの歯ブラシ　▽担当　保健所保健予防課☎22 3135

健康相談　▽対象　一般市民　▽日時・会場　3月11日(月)午前＝諏訪原公民館　午後＝舟原公民館　13日(水)午後＝久野区民会館　14日(木)午後＝天神山公民館　18日(月)午後＝高田公民館　26日(火)午前・午後＝酒匂公民館　4月4日(木)午前＝西大友公民館　午後＝千代公民館　10日(水)午前＝桑原公民館　午後＝飯泉公民館　▽受付＝午前9時30分～10時30分　午後1時30分～2時30分　▽内容　保健指導と必要に応じ血圧測定・検尿　▽担当　指導係☎33 1831

成人病予防に健康診査を

市では成人病対策の一環として、小田原医師会の協力を得て老人保健法に基づく健康診査をしています。
この健康診査は一般診査、訪問診査と精密診査があり、精密診査は一般診査の結果必要な場合行います。
市では、誕生月に受診されるように、おすすめのはがきを出しています。はがきが届きましたら、この機会に是非受診してください。
◆対象　40歳以上の方　ただし、会社等で人間ドックなどの保健サービスを受けることができる方は除きます。
◆実施期間　60年3月30日(土)まで
◆受診場所　「老人保健法健康診査取扱機関」と標示した市内の医療機関（別途配布した健康カレンダーをご覧ください）
◆受診方法　保険証を持って直接、医療機関へ。老人保健医療制度に該当する方は医療受給者証を必ず持参してください。なお、訪問診査は在宅の寝たきりの方などを対象としているので希望者は保険健康課指導係（☎33 1831）へ申し込んでください。
◆受診料
○一般診査・訪問診査　無料
○精密診査　1000円
ただし、診査項目以外の診査を受けた場合は別に支払うことになります。
また、次に該当する方は受診料が免除されます。（免除申請には印鑑が必要です）
①70歳以上の方等
②生活保護法による被保護世帯に属する方
③市民税非課税の世帯に属する方
なお、②③に該当する方は保険健康課予防係で「健康診査料免除申請書」を受け取ってから医療機関へ行ってください。

けんこう診査

（3か月児・3歳児健康診査）

【持参する物】母子健康手帳と別冊。別冊の診査票に必要事項を記入してください。【担当】保健所保健予防課 ☎22 3135内線43・44

	月日	受付時間・会場	対象児
3か月児	3月28日(木)	午後1時～2時　保健所2階　乳児室	59年11月16日～30日生まれ
	4月4日(木)		59年12月1日～9日生まれ
	4月11日(木)		59年12月10日～15日生まれ
			59年11月生まれの未受診児
3歳児	3月19日(火)	同上	57年2月19日～28日生まれ
	4月2日(火)		57年3月1日～12日生まれ
	4月9日(火)		57年3月13日～18日生まれ
			57年2月生まれの未受診児

《7か月児健康診査》

【持参する物】母子健康手帳　【担当】指導係☎33 1831

月日	受付時間・会場	対象児
3月6日(水)	午前9時30分～10時30分　市役所7階　男子休憩室	59年7月16日～23日生まれ
3月7日(木)		59年7月24日～31日生まれ
4月2日(火)		59年8月1日～9日生まれ
4月3日(水)		59年8月10日～15日生まれ
		59年7月生まれの未受診児
4月5日(金)		59年8月16日～23日生まれ
4月8日(月)		59年8月24日～31日生まれ

《1歳6か月児健康診査》

【持参する物】母子健康手帳と別冊　【担当】指導係☎33 1831

	月日	受付時間・会場	対象児
健康診査	3月5日(火)	午後1時20分～2時20分　衛生会館（商工会議所奥）　※3月5日(火)の会場は市役所大会議室（7階）	58年8月1日～9日生まれ
	3月8日(金)		58年8月10日～15日生まれ
			58年7月生まれの未受診児
	3月12日(火)		58年8月16日～23日生まれ
	3月15日(金)		58年8月24日～31日生まれ
	4月9日(火)		58年9月1日～9日生まれ
	4月12日(金)		58年9月10日～15日生まれ
			58年8月生まれの未受診児
歯科診査	3月19日(火)	午後1時30分～2時30分　衛生会館	58年7月1日～20日生まれ
	3月22日(金)		58年7月21日～8月10日生まれ
	3月26日(火)		58年8月11日～31日生まれ
			3月分の未受診児

今月の催物

市民会館　☎22 7146

〈大ホール〉

3月
16日17日　ヤマハ音楽教室発表会・(株)大村楽器（16日一回目午後零時30分～午後4時30分二回目午後6時～8時　17日一回目午前10時～正午二回目午後2時～4時三回目午後5時～7時）
24日　直代会日本舞踊・泉直代（午前11時30分～午後7時）
26日　ぬいぐるみ人形劇　白雪姫と七人のこびと・劇団木馬座（一回目午前11時～午後1時二回目午後2時～4時）
27日　西湘地区親と子のよい映画をみる会・キネマ・ロード、サービス・二十四の瞳（一回目午前10時～11時30分二回目正午～午後1時30分三回目午後2時～3時30分）
28日　ファミリー劇場　シンデレラ・日本楽器製造(株)東京支店（午後2時30分～3時50分）
29日　菊地桃子フィルムコンサート・(有)シャム猫カンパニー（午後3時～4時30分）
30日　第22回定期演奏会・小田原少年少女合唱隊（午後6時30分～8時30分）
31日　石井ピアノ発表会・坂本、石井ピアノおさらい会（午後1時～4時）

4月
2日　もしもしなかよし劇場　春休み母と子の電話教室・小田原電報電話局（一回目午前11時～午後零時50分二回目午後2時～3時50分）
3日　ギャグ大集合・(株)雅企画（一回目午後3時～4時30分二回目午後6時30分～8時）
5日　白井貴子コンサート・(有)シャム猫カンパニー（午後6時30分～8時30分）
7日　若奈会おさらい会・若柳奈津（正午～午後7時）

〈小ホール〉

3月
13日　昭和59年度小田原・湯河原衛生学園合同卒業式・衛生学園（正午～午後2時）
16日　芸能文化発表会・社団法人倫理研究所西湘支所（午後1時～4時）
17日　神奈川県軟式庭球連盟代議員会・神奈川県軟式庭球連盟（午前10時～午後3時）
19日　小原流小田原支部月例研究会・小原流小田原支部（午前9時～午後9時）
23日24日　カワイ音楽教室発表会・カワイ音楽教室湘南事務所（23日一回目午後2時30分～4時30分二回目午後5時30分～7時30分　24日一回目午前10時～正午二回目午後1時～3時三回目午後3時30分～5時四回目午後5時30分～7時30分）
26日　ピアノ発表会・まつぼくり会（午後1時～4時）
28日29日30日31日　第15回穂真書展・穂真書道会（28日29日30日31日午前9時～午後6時）

4月
2日　ピアノ合同発表会・さくら会（一回目午前10時～正午二回目午後1時～4時30分）
3日　小さなコンサート・翠会（午後1時～4時30分）
7日　音楽発表会・おとの会（午後1時30分～4時30分）

〈展示室〉

3月
14日15日16日17日　千草書道展・千草会（14日15日16日午前10時～午後6時　17日午前10時～午後4時）
22日23日24日　パッチワーク・キルト展示会・柳川絹子（22日午後1時～6時　23日24日午前10時～午後6時）
28日29日30日31日　第15回穂真書展・穂真書道会（28日29日30日31日午前9時～午後6時）

4月
3日4日5日6日7日　第53回きつつき版画展覧会・小田原きつつき会（3日正午～午後6時　4日5日6日7日午前9時～午後6時）

図書館分館と配本所　利用のご案内

今月は次の日程で図書貸出しを行います。詳細は、各分館の職員、配本所の図書委員にお尋ねください。

分館名	開館時間	期間	冊数
下府中（婦人会）	毎週土曜13時～16時	7日	1人1回2冊まで
上府中（母親クラブ）	毎週土曜9時～12時		
曽我	毎週金曜9時～16時30分	10日	
桜井	毎日9時～16時30分　ただし、土曜日の午後、日曜日・祝日は休館となります。		
豊川			
下曽我			
酒匂			
片浦			
橘			

配本所	今月の貸出し日時	
穴部公民館	毎週日曜日	9時30分～11時
新宿公民館		10時～11時
網一色公民館	3日・16日	13時～14時30分
今井公民館	10日	10時～11時
橘団地公民館	15日	
蛍生会	10日・24日	10時～10時30分
西北公民館	9日・23日	14時～15時
中曽根公民館		14時～15時30分
飯泉公民館		
やよい文庫	9日	14時～15時
中村原住宅	2日・17日	
春木団地	17日	19時～20時
月曜文庫	毎週月曜日	16時～17時
こうのとり文庫	毎週水曜日	14時～16時30分
曽比文庫	8日・22日	15時～17時
新田公民館	16日	14時～16時
なかざと文庫	毎週月・木曜日	15時30分～17時
でこぼこの家	16日	14時～16時30分
風の子文庫	毎週金曜日	14時～15時
前羽福祉館	毎週土・日曜日	9時～17時（土曜13時～）
国府津公民館	毎日（土曜の午後・祝日・月曜日を除く）	9時～17時

休日急患診療所　調剤薬局の案内

内科・小児科　3月3日、10日、17日、21日、24日、31日
受付時間　午前9時～11時30分　午後1時～3時30分
受付時間は守ってください。
所在地　城内1－22（商工会議所の奥）☎23 4600
注意　必ず「保険証」を持参してください。
協力　小田原医師会・小田原薬剤師会
担当　予防係☎33 1838

眼科の休日救急医療について

県では県医師会と協力して在宅当番医制で眼科救急患者に対応することになりました。
診療日時　休日の午前9時～午後5時
受付時間　午前9時～11時30分　午後1時～3時30分
受診方法　在宅当番医については休日急患診療所（☎23 4600）へお問い合わせを。
注意　電話で次の事項を眼科医療機関に連絡してから受診してください。①症状の程度及び応急処置②医療機関までの道順　※必ず保険証を持参してください。

休日・夜間の急患診療について

◆休日や夜間に急病になったら、まずかかりつけの医師へ。
◆かかりつけの医師がない方や医師に差し支えがあって受診できないときは消防署（☎23 1251）へ
◆毎休日・夜間の内科系と外科系の診療を行います。
◆受診する方は必ず保険証をお持ちください。
◆休日・夜間診療の担当病院は「健康カレンダー」をご覧ください。市立病院では従来どおり当直医の診療科と脳外科（意識のない頭部打撲と65歳未満の脳卒中）を取り扱います。